



### はじめに

少子高齢化、人口減少、ライフスタイルの変化、地域コミュニティの機能の低下など、地域における福祉課題は複雑・多様化しています。また、様々な生活課題を抱えながらも、周囲に頼ったり相談したりすることができずに、その課題が表面化せず地域の中で埋もれてしまっている場合などもあり、これからの地域づくりにおいて、人と人とがつながり支え合う地域福祉の推進はますます重要となっています。

また、国においては、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超え、世代や 分野を超えてつながる「地域共生社会」の実現に向けた改革が進められているところです。

四万十市では平成22年3月に第1期四万十市地域福祉計画を策定し、5年後に第2期計画として見直しを行い、令和2年3月で第1期計画策定から10年が経過します。そして今回、現在の地域の状態や社会情勢を踏まえ、第3期四万十市地域福祉計画を策定いたしました。

計画策定にあたりましては、市民アンケート調査や地域座談会を行い、多くの方々に参加・協力いただきました。この計画が目指す地域福祉推進の取り組みが市民皆様の暮らしにおいて身近なものとして活かされていくためには、「住民」と「関係団体・関係機関」、「行政」の協同により推進していくことが必要ですので、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

最後になりましたが、計画策定にご尽力賜りました四万十市地域福祉計画運営協議会委員の 皆様をはじめ、ご協力いただいた関係団体・関係機関、市民皆様に厚く御礼申し上げます。

令和2年3月

四万十市長 中平 正宏

日頃より四万十市社会福祉協議会(以下、社協)の運営及び事業の推進に関しまして、ご支援 ご協力を賜わり心より御礼申し上げます。

近年、人口減少や少子高齢化が進行する中で、介護や子育てなどの家族機能の低下、またライフスタイルの変化や価値観の多様化による住民同士のつながりの希薄化など、地域福祉を取り巻く環境は大きく変化し、市民が抱える生活課題やニーズも複雑多様化しています。

社協では、このような状況に対応するため、平成 23 年度より四万十市地域福祉活動計画を策定しており、この度、第3期計画を策定するにあたり、行政と社協が連携し、効果的に地域福祉の推進を図るため、行政計画である四万十市地域福祉計画との一体的な策定に取り組みました。

本計画は、「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる笑顔があふれる四万十市」を基本理念として、地域福祉を推進するための"人づくり""仕組みづくり""環境づくり"に市民と行政・社協が協働して取り組んでいくものです。

社協では、この計画が地域福祉の指針として有意義なものになるよう、市民の皆様や行政をは じめとする各団体とのパートナーシップをもとに、より一層、地域福祉活動の強化、支え合いの仕 組みづくりなどに取り組んでいきます。

最後になりましたが、計画の策定にあたり、運営協議会での検討をはじめ、市民アンケート調査や地域座談会などにご協力をいただいた市民の皆様に感謝申し上げますとともに、今後も計画の推進にご支援ご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

令和2年3月

四万十市社会福祉協議会 会長 大林 郁男

## 目 次

第1	章 計画の策定にあたって	
1	計画策定の背景と趣旨 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	計画の位置付け	3
3	計画の期間	4
4	第2期計画の振り返り ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
5	計画の策定方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	g
笙2	  2章  四万十市の現状と課題	
1	- 1	10
2	高齢者の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
3	障害者等の状況	11
_	子ども·子育て世帯の状況 ······	12
5	地区の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
-	3章 基本理念と取り組みの方向性	
1	基本理念 ·····	13
2	基本方針 ·····	13
3	計画の体系	14
	基本方針1 福祉の心を育む人づくり	
	重点目標1 福祉理念と福祉教育の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
	重点目標2 支え合いのきっかけづくり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
	重点目標3 地域活動の担い手の育成・支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
	基本方針2 地域福祉を支える仕組みづくり	
	重点目標1 包括的支援体制の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
	重点目標2 多様な主体の参画促進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
	重点目標3 小地域福祉活動の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
	基本方針3 安心安全な暮らしを支える環境づくり	
	重点目標1 暮らしやすい地域づくり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36
	重点目標2 権利擁護の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	40
	重点目標3 暮らしを守る防災・防犯の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43
第4	  章 計画の推進	
		46
		46
<b>次</b> 业		
		47
1	市民アンケート結果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		58
		62
4	四万十市地域福祉計画運営協議会条例:委員名簿	75

# 第1章 計画の策定にあたって

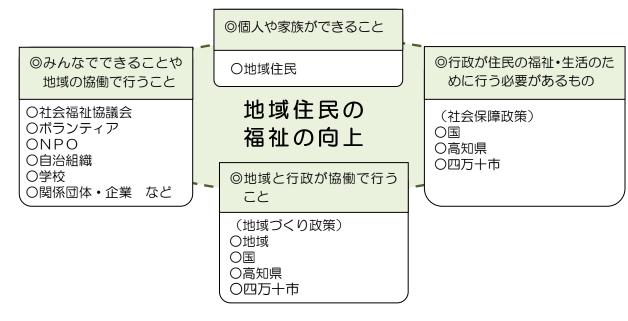
## 1 計画策定の背景と趣旨

### (1) 計画策定の目的

少子化・高齢化の進行、ライフスタイルの変化など、個人や世帯を取り巻く環境の変化により、住民一人ひとりの生活課題や必要とする支援は複雑・多様化しています。その生活課題にすべてきめ細かく対応することは、既存の公的制度だけでは困難な状況にあり、制度・分野ごとの『縦割り』や、「支え手」「受け手」という関係を超えて、多様な主体が参画し、つながることで、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく「地域共生社会」の実現が必要とされています。「住民」と「関係団体・関係機関」、「行政」が目指すべき方向について共通認識を持ち、協働して地域の福祉力を高め、推進するための計画が「四万十市地域福祉計画」となります。また、地域福祉計画と整合性を保ちながら、地域福祉の推進に取り組むための実践的な計画として、社会福祉協議会が「地域福祉活動計画」を策定しています。

社会福祉法の改正(平成 30 年4月1日施行)において、市町村は、地域住民等及び支援関係機関との相互協力により、地域生活課題の解決に向けた包括的な支援体制を整備するよう努めることとされています。具体的な市町村の責務として、①地域住民等が主体的に地域生活課題の解決を試みることができる環境整備、②地域生活課題を包括的に受け止める体制の整備、③多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築が規定されており、本計画はその趣旨に沿った地域づくりの方向性を示すものとなります。

四万十市地域福祉計画は、平成22年3月に第1期計画を策定、平成27年3月に第2期計画として見直しを行い、四万十市地域福祉活動計画は、平成23年3月に第1期計画を策定、第2期計画は第1期の見直しを行いながら平成28年3月に策定されました。今回一体的に策定する第3期計画においても、地域福祉の推進に関する基本的な考え方を引き継ぎながら、地域の状態や情勢に沿って見直しを行うものです。



### (2)「地域福祉」とは

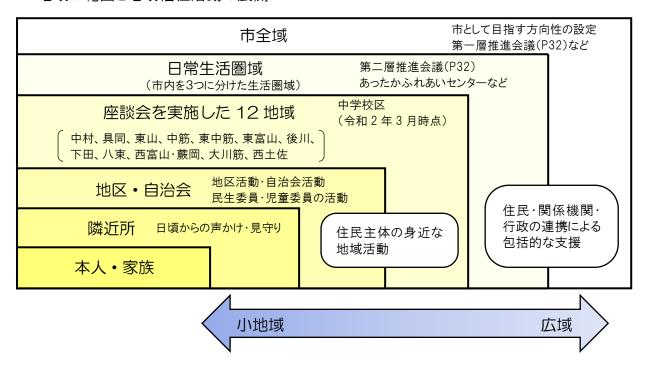
「地域福祉」とは、私たちが住んでいる「地域」の中において、誰もが安心していきいきと暮らし続けることができるよう、「助け合い」、「支え合い」、「ふれあい」といった考えのもと、地域生活における困りごとの解決に取り組み、より暮らしやすい地域社会をつくっていこうという考え方です。

そして、地域福祉の推進は、地域づくりの担い手である住民が主役となり、それを支える関係団体・関係機関や行政と力を合わせ、支え合う地域づくりに向けた取り組みを継続していくことであると言えます。

### (3) 計画における「地域」の考え方

本計画の策定にあたっては、地理的状況や地域意識のつながりなどから市内を 12 の中学校区単位(令和2年3月時点)に分けた「地域」ごとに、住民による話し合いの場として座談会を実施してきました。座談会においては、便宜上、これら 12 の区域を「地域」、各自治区を「地区」としていますが、これは一つの「地域」の考え方であり、隣近所といった身近な範囲から、学校区、生活圏域など、地理的な状況や住民の関わり方によって「地域」の範囲は様々に捉えられます。本計画においても、「地域」を決まった区域として分けるものではなく、それぞれの範囲が重なり合いながら、それぞれの取り組みが最も効果を発揮する「地域」を対象として取り組みが行われることを目指すものとします。

#### ≪地域の範囲と地域福祉活動の展開≫



## 2 計画の位置付け

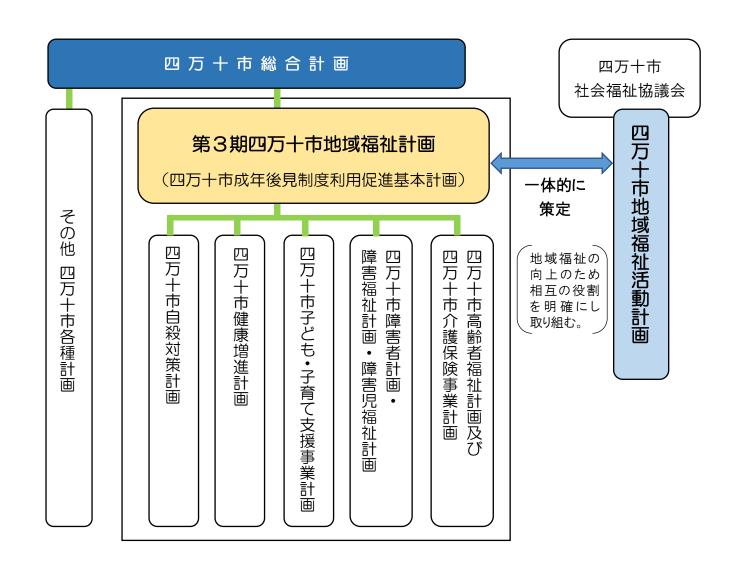
#### (1) 法的位置付け

本計画は、社会福祉法第 107 条の規定に基づき、地域福祉の推進に取り組むための総括的な計画として策定する計画です。本市においては平成 22 年3月に第1期四万十市地域福祉計画を策定しており、本計画はこれを引き継ぐ第3期計画となります。

### (2) 地域福祉計画と地域福祉活動計画

市が策定する「地域福祉計画」と整合性を保ちながら、地域福祉の推進に取り組むための実践的な活動・行動計画として、社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」があります。

この2つの計画は、これまで四万十市と四万十市社会福祉協議会が別々に策定したうえで連携を 図ってきましたが、今回策定する「第3期四万十市地域福祉計画」では、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を一体的に策定することで、地域福祉の推進に向けて目指すべき方向と具体的な取り組みを整理し、より実践的な取り組みへとつなげていくことを目指しています。また、一体的策定後の計画名称は「四万十市地域福祉計画」とします。



### (3) 関連計画等との関係

本計画は、「四万十市総合計画」を上位計画とし、福祉関係施策を総合的に推進するための計画です。

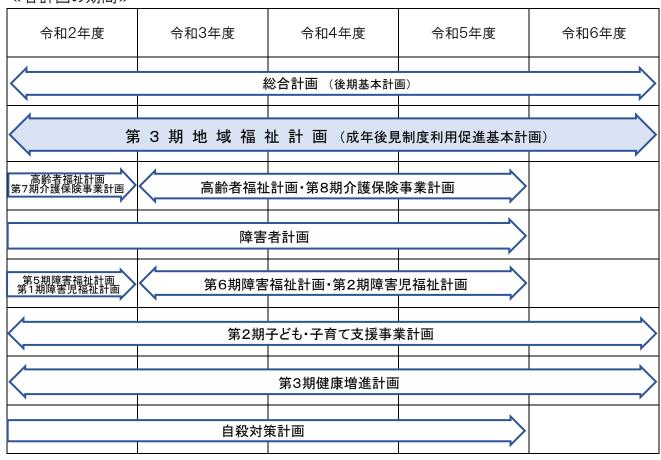
福祉に関する個別計画である「四万十市健康増進計画」「四万十市子ども・子育て支援事業計画」「四万十市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」「四万十市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」「四万十市自殺対策計画」などに共通する地域福祉推進に関する理念と、その具体化のための施策の方向性を示す総論的な計画となります。

また本計画は、地域に暮らす一人ひとりの尊厳を守り、安心安全な暮らしを支える環境づくりを基本方針の一つとして掲げており、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき市町村が定める「成年後見制度利用促進基本計画」を包含するものです。

## 3 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年計画とします。本計画と関連する各計画は連携を図りながら、また必要に応じて見直しを図りながら地域福祉を推進していきます。

#### ≪各計画の期間≫

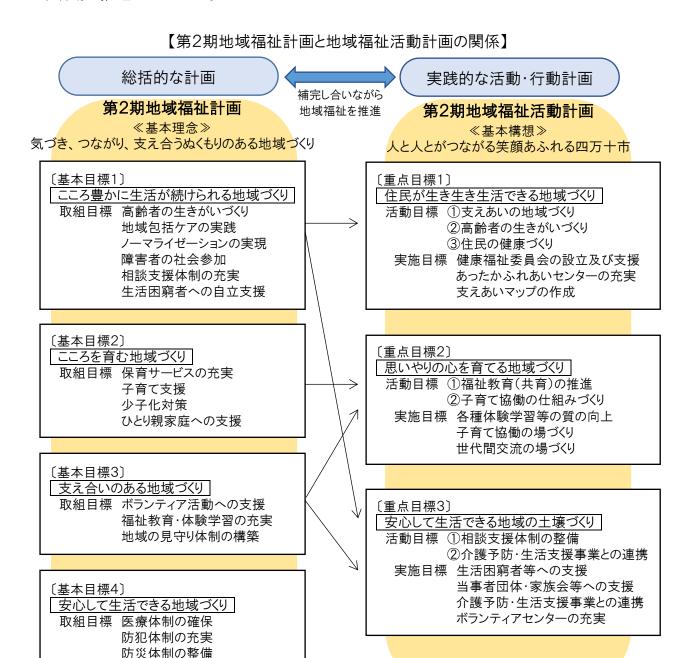


## 4 第2期計画の振り返り

### (1) 第2期計画における「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」の関係

第2期四万十市地域福祉計画では、複雑・多様化する地域福祉の課題について「生活上の支援が必要な人が増える一方で、地域のつながりを土台とした活動が求められており、地域機能の維持向上(地域福祉の推進)のためには、地域住民が主体となり、積極的に地域福祉に関わり、地域の課題に気づき、そして活動することが不可欠である」と捉え、課題に対する4つの基本目標に沿って推進してきました。

また、四万十市社会福祉協議会が策定した第2期四万十市地域福祉活動計画では、毎年開催している評価検討委員会において検討を行い、「人と人とのつながりの必要性」や「笑顔は健康の源」というキーワードから、共生・自立で支え合える地域社会を目指し、重点目標・活動目標・実施目標を定め、活動を推進してきました。



### (2) 第2期計画の振り返り

#### 地域福祉計画の振り返り

#### 基本目標1 こころ豊かに生活が続けられる地域づくり について

本市では、平成24年度から「四万十市健康・福祉地域推進事業」を開始し、地域交流や健康づくり等、地区の自主的な取り組みを通して、地域住民が住み慣れた地域で健康に過ごせる環境づくりを推進しており、地区健康福祉委員会の数も年々増加しています。一方で、担い手の確保や集いの場のメンバーの固定化といった課題があるほか、潜在化する個別課題の早期発見・早期支援の仕組みづくりが必要とされています。

高齢者における地域包括ケアシステムについては、構築から深化・推進へと取り組みが進められてきたところですが、生活上の困難を抱える障害者や子育てに課題を抱える家庭なども含め、地域住民や関係機関等と行政の連動による包括的な支援の仕組みの広がりが必要とされています。統合失調症などの精神障害に加え、発達障害、うつ状態、ひきこもり状態等にある人も支援の対象とする「心の健康」に関する相談体制は引き続き必要とされており、実行力と継続性のある支援の仕組みとして見直しが必要となっています。

#### 基本目標2 こころを育む地域づくり について

すべての子どもの健やかな育ちのために、家庭、地域、事業者、関係機関、行政が協働して、「安心して子育てができる環境整備」「子育てに係る経済的・精神的負担の軽減」「多様化する保育ニーズに対応する子育て支援施策の実施」などが進められてきました。今後も、よりきめ細かく地域の保育ニーズを踏まえた子育て支援の総合的かつ計画的な実施が必要とされています。

また、豊かな人間性を培っていくことを目指し、市内の学校において実施されている福祉体験学習などでは、事後学習として各福祉施設や健康福祉委員会との連携により大人も共に学ぶ世代間交流へ広げるなど、将来につながっていく活動の展開が今後の課題となっています。

#### 基本目標3 支え合いのある地域づくり について

市内3カ所の「あったかふれあいセンター」では、独居高齢者や障害者の見守り、相談活動のための訪問が展開されています。今後も、地区健康福祉委員会やあったかふれあいセンターの活動の充実、各種事業の継続などにより、見守り体制の構築に努めていく必要があります。

また、自発的な意思に基づき他人や社会に貢献しようとするボランティア活動など、住民の主体的な活動が地域のニーズに沿って活かされた活動となるよう、支えていく仕組みづくりが必要です。

### 基本目標4 安心して生活できる地域づくり について

健康づくりにおいては、市民一人ひとりのセルフケア能力の向上及び関係機関の連携に基づく歯と口の健康の推進をはじめ、市民一人ひとりが主体的に生きがいづくりと健康づくりに取り組んでいけるよう推進してきました。暮らしの安心・安全においては、本市においても防災に対する住民の関心は高く、その中でも高齢者や障害者などの要配慮者を守るには、地域の自主防災組織等と関係機関、行政の連携は不可欠であり、今後もその連携強化が求められます。

#### 地域福祉活動計画の振り返り

#### 重点目標1 住民が生き生き生活できる地域づくり について

「健康福祉委員会の設立及び支援」では、未設置地区への働きかけや事業説明会の開催など新規健康福祉委員会の立ち上げに向けた活動を行い、2期計画4年間の中で新たに22地区の健康福祉委員会が設立されました。担い手の確保やメンバーの固定化、個別課題への対応等の課題が聞かれており、今後も継続して健康福祉委員会への支援に取り組んでいきます。

「あったかふれあいセンターの充実」では、あったかふれあいセンター運営推進会議の参画、地域の個別課題の情報交換等で関わりを持ちました。魅力である柔軟性を活かした活動が、支援の必要な方に即応できるような仕組みづくりに向け、関係機関との協働が重要となります。

「支えあいマップの作成」では、充分な数のマップの作成には至りませんでしたが、今後は健康福祉委員会を中心に支えあいマップを広め、定期的な見直しを行いながら、支え合える地域づくりに取り組んでいきます。

#### 重点目標2 思いやりの心を育てる地域づくり について

「各種体験学習等の質の向上」では、施設訪問や地域交流に活かすための事前学習として高齢者疑似体験等の各種体験学習に取り組みました。今後は、地域交流等の事後学習へ積極的に関わるよう努めるほか、年代に応じた学習メニューの作成に取り組んでいきます。

「子育て協働の場づくり」では、平成30年4月から「CuddleFamily カドルファミリー」という団体が組織され、量販店の空きテナントで活動を始めており、ボランティアニーズのマッチングなど協力にあたりました。今後も子育てに関連する所管課と連携しながらニーズを把握して、子育て協働の場づくりに取り組んでいきます。

「世代間交流の場づくり」では、「各種体験学習の質の向上」と関連をもたせ、事後学習としての 交流の場づくりに取り組んできました。学校側の協力の必要性も生じるため、事後学習も含めた各 種体験学習のメニューの整理に取り組みます。

#### 重点目標3 安心して生活できる地域の土壌づくり について

「生活困窮者等への支援」では、フードバンク事業において、生活に困窮し食に困る人たちを対象に、食料品を無償で提供しています。また、生活困窮に関する一般相談も増えており、生活困窮者自立支援事業所との連携を行っています。ただし、食糧支援のみでは自立につながりにくいため、関係機関と協働による多面的な支援やフォロー体制の構築が求められています。

「当事者団体・家族会等への支援」では、「たんぽぽの会」「虹の会」等の活動に定期的に参加することにより、制度面の情報提供をはじめ、必要に応じて関係機関につなぐなど行いました。当事者や会員の高齢化が課題となっており、新規会員の確保に努めていきます。

「介護予防・生活支援事業との連携」では、四万十市生活支援等サービス体制整備推進会議への参画・支援、各種養成講座の開催などに取り組んできました。養成した人材や元気な高齢者が活躍できる場の確保が課題となっており、今後、地域課題に即した活動機会の創出に取り組みます。

「ボランティアセンターの充実」では、施設や学校からの依頼を受けボランティアを派遣するコーディネートを実施してきました。子どもから高齢者まで多様な分野でボランティアが活動していますが、今後はニーズや地域課題に即したボランティアの活動機会の創出や災害ボランティアの人材確保にも取り組んでいきます。

### (3) 第3期計画の策定にあたって

地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に策定する第3期地域福祉計画では、第2期計画の目指す方向性を引き継ぎながら、アンケート調査や地域座談会で出された様々な課題に対し、地域福祉推進のための取組目標を「人づくり」「仕組みづくり」「環境づくり」の3つの視点から次のように整理しました。

#### 第2期地域福祉計画

第2期地域福祉活動計画

### 第3期地域福祉計画

#### 1. こころ豊かに生活が続けられる地域づくり

高齢者の生きがいづくり

地域包括ケアの実践 相談支援体制の充実

生活困窮者への自立支援

ノーマライゼーションの実現 障害者の社会参加

#### 2. こころを育む地域づくり

保育サービスの充実 子育て支援 少子化対策 ひとり親家庭への支援

#### 3. 支え合いのある地域づくり

福祉教育・体験学習の充実 地域の見守り体制の構築 ボランティア活動への支援

#### 4. 安心して生活できる地域づくり

医療体制の確保 防災体制の整備 防犯体制の充実

#### 1. 福祉の心を育む人づくり

- ①福祉理念と福祉教育の推進
- ・地域福祉の必要性についての情報発信
  - ·福祉教育の推進
- ▲②支え合いのきっかけづくり
  - ・ご近所で顔の見える関係づくり
  - ・地域みんなが集える場所づくり
  - ・世代間交流の促進
- ③地域活動の担い手の育成・支援
  - ボランティアの充実
  - ・地域福祉活動の活性化

#### 2. 地域福祉を支える仕組みづくり

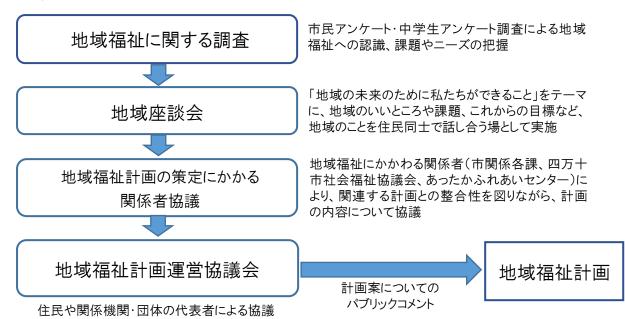
- ①包括的支援体制の整備
  - 総合的な相談支援体制の構築
  - ・福祉サービスの利用支援
  - ・支援が必要な人への支援
- ②多様な主体の参画促進
  - ·介護予防・健康づくりをきっかけとした地域 活動の促進
  - ・あったかふれあいセンターの充実
  - ・多様な主体による地域福祉活動の推進
- (新)③小地域福祉活動の促進
  - ・地域コミュニティの強化
  - ・地域づくりコーディネートの強化

#### 3. 安心安全な暮らしを支える環境づくり

- ①暮らしやすい地域づくり
  - ・地域全体で支える子育て支援
  - ・共に生きる社会づくり
  - ・暮らしを支える移動の支援
  - ②権利擁護の推進
    - ・権利を守る支援策の利用促進
    - ・虐待やDVを防ぐ取り組み
- ▲ ③暮らしを守る防災・防犯の推進
  - ・災害時に備えた地域づくり
  - ・地域の防犯対策の推進

## 5 計画の策定方法

第3期地域福祉計画は、地域福祉に関する調査として実施した「市民アンケート」、「中学生アンケート」をもとに、地域座談会で出された住民からの声や関係者による協議から計画案を作成し、また、広く意見を募るため計画案についてのパブリックコメントを実施したうえで策定しました。



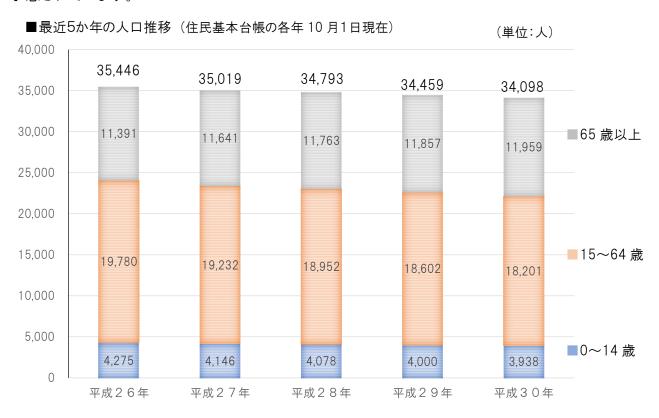
#### ≪第3期四万十市地域福祉計画 策定の経過≫

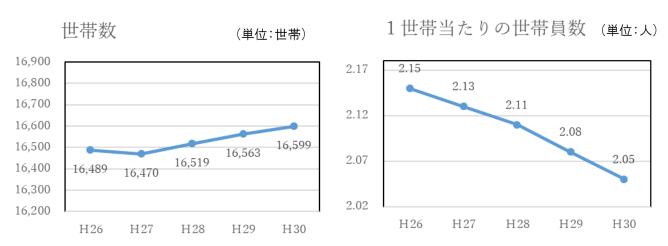
日程	内容	備考			
平成 31 年 4 月 23 日	第1回 地域福祉計画運営協議会	・地域福祉計画とは ・今後の進め方について ・市民アンケートの実施について			
平成 31 年 4 月 27 日 ~令和元年 5 月 31 日	市民アンケート調査	・年齢・性別・居住地を考慮した上で、無作為に 2,000 人を抽出			
令和元年6月24日	第2回 地域福祉計画運営協議会	・市民アンケート集計結果について ・市内中学生を対象とするアンケートの実施について ・座談会の開催について			
令和元年 7 月 2 日 ~7 月 19 日	中学生アンケート調査	・市立中学校2学年に在籍する全生徒 227 人(6/1時点)を対象に調査			
令和元年7月11日	第1回関係者協議	<ul><li>・アンケート報告及び計画策定の進め方について</li><li>・関連計画の状況について</li><li>・計画策定スケジュールについて</li></ul>			
令和元年7月~10月	地域座談会	・全 12 地区(中学校区単位で開催)			
令和元年 10 月 31 日	第2回関係者協議	・座談会の報告について ・計画の構成について			
令和元年 12 月 17 日	第3回関係者協議	・第3期計画素案について			
令和 2 年 1 月 14 日	第3回 地域福祉計画運営協議会	・第3期計画素案について			
令和 2 年 1 月 21 日 ~2 月 19 日	パブリックコメントの実施				
令和 2 年 2 月 25 日	第4回 地域福祉計画運営協議会	・パブリックコメントの結果について ・第3期計画の策定について			

# 第2章 四万十市の現状と課題

## 1 人口及び世帯の状況

総人口の推移をみると、平成26年の35,446人から平成30年には34,098人となっており、この5年間で1,348人減少しています。一方で、世帯数は増加していますが、1世帯当たり人員は減少傾向にあり、高齢者世帯や単身世帯の増加、核家族化が要因としてうかがわれます。将来人口の見通し(平成27年3月策定四万十市総合計画資料)によると、令和6年には32,382人とさらに人口減少が予想されています。





## 2 高齢者の状況

平成30年10月1日時点の高齢化率は35.0%と、5年前の32.1%から増加傾向にあります。団塊の世代がすべて75歳以上に到達する令和7年には、高齢化率が36.6%、後期高齢化率が21.6%に達する見込みとなっています。また、後期高齢者の増加に伴い、要介護認定者数も増加傾向にあります。

■要支援・要介護認定者の推移(各年9月末時点)※推計値、参考値は平成30年3月作成時点のもの 単位:人)

	実績値							推計值	参考值		
		平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和 元年	令和 2年	令和 7年
要支	援1	210	230	270	250	242	196	190	239	198	198
要支	援2	267	267	257	241	238	262	253	253	260	259
要介	要介護1		384	372	411	411	384	412	360	397	397
要介	要介護2		325	350	354	352	406	433	453	421	416
要介	要介護3		255	276	311	295	305	272	268	311	320
要介	要介護4		304	306	306	327	321	318	305	331	334
要介	護5	319	325	319	304	318	304	292	282	312	313
	合計	1,920	2,090	2,150	2,177	2,183	2,178	2,170	2,160	2,230	2,237
認定率	第1号 被保険者	17.5%	18.5%	18.7%	18.4%	18.3%	18.1%	17.8%	17.7%	18.5%	19.0%
率	第2号 被保険者	0.3%	0.3%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.3%	0.3%

<sup>※</sup>第1号被保険者:65歳以上の人、第2号被保険者:40歳以上65歳未満の医療保険に加入している人

## 3 障害者等の状況

障害者手帳の所持者数は、身体障害が最も多く、人数は知的障害及び精神障害で増加傾向にあります。また、知的障害による療育手帳の取得は特に18歳未満の児童で増加しています。

#### (1) 身体障害児者数(H31.3.31 現在)

#### ア 等級別

等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
人数	626	245	291	469	135	124	1,890

#### (2) 知的障害児者(療育手帳交付)数(H31.3.31 現在)

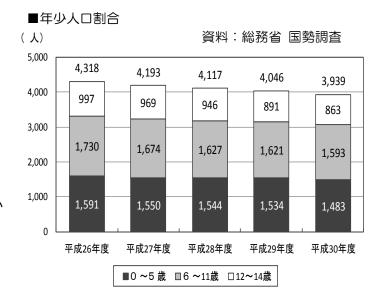
程度	A1(最重度)	A2(重度)	B1(中度)	B2(軽度)	計
人数	59	61	102	100	322

#### (3) 精神障害者(保健福祉手帳所持者)数(H31.3.31 現在)

等級	1級	2級	3級	計
人数	22	180	26	228

## 4 子ども・子育て世帯の状況

年少人口(0~14歳)は減少傾向にあり、特に12~14歳の減少率が高くなっており、本市においても少子化が進行していることが分かります。また、女性の就業率はおおむね増加傾向にあり、20代後半から30代の女性の結婚・出産期にあたる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという「M字カーブ」が本市ではみられず、結婚や出産を機に離職する女性が少ないことがうかがえます。このことから今後も保育ニーズは増加していくことが予想されます。



## 5 地区の状況

人口及び世帯の状況を地区別にみると、平成26年から平成30年の5年間でほとんどの地区で人口の減少がみられています。また、周辺区域のほうが減少傾向は進んでいるものの、市街地の中村・ 具同地区においても人口は減少している状況です。

■地区別の人口及び世帯 (住民基本台帳の各年 10月 1日現在)

地区別人口(単位:人)

地区別世帯数(単位:世帯)

市	中村地区
街	東山地区
地	具同地区
	東中筋地区
	中筋地区
	八東地区
_	下田地区
周 辺	蕨岡地区
区 域	後川地区
~~	大川筋地区
	富山地区
	津大地区
	江川崎地区

平成 26 年		平成 30 年
9,301	$\rightarrow$	8,934
4,684	$\rightarrow$	4,811
7,340	$\rightarrow$	7,317
1,184	$\rightarrow$	1,126
1,317	$\rightarrow$	1,232
1,476	$\rightarrow$	1,381
2,810	$\rightarrow$	2,655
1,066	$\rightarrow$	971
1,652	$\rightarrow$	1,520
693	$\rightarrow$	623
839	$\rightarrow$	778
1,530	$\rightarrow$	1,343
1,554	$\rightarrow$	1,407
	•	,

平成 26 年		平成 30 年
4,695	$\rightarrow$	4,701
2,037	$\rightarrow$	2,170
3,265	$\rightarrow$	3,367
499	$\rightarrow$	512
608	$\rightarrow$	603
672	$\rightarrow$	662
1,327	$\rightarrow$	1,324
485	$\rightarrow$	484
776	$\rightarrow$	746
335	$\rightarrow$	320
398	$\rightarrow$	378
717	$\rightarrow$	680
675	$\rightarrow$	652

# 第3章 基本理念と 取り組みの方向性

## 1 基本理念

四万十市総合計画では、本市の将来像として「人が輝き、夢が生まれる 悠久と躍動のまち 四万十市」を掲げています。

地域福祉を推進するための本計画では、市民、社会福祉協議会や関係機関等、行政が一体となって、「つながり」や「支え合いのこころ」を深め、お互いの立場や多様性を認め合い、誰もが住みなれた地域で生きがいを持ち、安心して暮らし続けられる地域社会の実現を目指し、基本理念を次のとおり定めます。

※基本理念は、中学生アンケートの「10 年後、自分たちの住む地域がどうなっていてほしいですか」の問いへの回答から参考にさせていただきました。

#### 基本理念

誰もが安心して暮らせる笑顔があふれる四万十市

## 2 基本方針

「誰もが安心して暮らせる笑顔があふれる四万十市」の実現を目指し、次の3つの基本方針に沿って施策を展開します。

福祉の心を育む 人づくり

地域住民のつながりや支え合いの心を深め、その心を将来の世代へとつないでいくための住民の意識づくり、人づくりを進めます。

地域福祉を支える
仕組みづくり

支援を必要としている人が適切な支援を受けられるよう、また、地域で暮らし続けることができるよう、地域の生活を支える 基盤づくりを進めます。

安心安全な暮らしを支える

環境づくり

生活における様々な困難や課題に対する、各種支援や体制、施策の充実を図ります。

## 3 計画の体系

計画の基本方針に沿って、四万十市の取り組みや現状・課題等から、施策の方向性を次のように 整理して取組目標とします。

第3期四万十市地域福祉計画体系図

	基本方針		重点目標	取組目標		
		1	福祉理念と 福祉教育の推進	1	地域福祉の必要性についての 情報発信	
			価値教育の推進		福祉教育の推進	
	福祉の心を育む			1	ご近所で顔の見える関係づくり	
1	人づくり	2	支え合いのきっかけづく り	2	地域のみんなが集える場所づく り	
				3	世代間交流の促進	
		0	地域活動の担い手の	1	ボランティアの充実	
		3	育成·支援	2	地域福祉活動の活性化	
	<sup>地域福祉を支える</sup> 仕組みづくり			1	総合的な相談支援体制の構築	
		1	包括的支援体制の整備	2	福祉サービスの利用支援	
				3	支援が必要な人への支援	
		2	多様な主体の参画促進	1	介護予防・健康づくりをきっかけ	
					とした地域活動の促進	
2				2	あったかふれあいセンターの充	
				_	実	
				3	多様な主体による地域福祉活	
					動の推進	
		3	   小地域福祉活動の促進	1	地域コミュニティの強化	
					地域づくりコーディネートの強化	
				1	地域全体で支える子育て支援	
		1	暮らしやすい地域づくり	2	共に生きる社会づくり	
	安心安全な暮らしを支える			3	暮らしを支える移動の支援	
3	環境づくり	2	   権利擁護の推進	1	権利を守る支援策の利用促進	
	**************************************			2	虐待やDVを防ぐ取り組み	
		3	暮らしを守る防災・防犯	1	災害時に備えた地域づくり	
			の推進	2	地域の防犯対策の推進	

本計画では、取組目標ごとに「市民・地域の取り組み」、「社会福祉協議会・関係機関の役割」、「市(行政)の役割」に分けて、目指す地域福祉推進の方向性を掲げています。

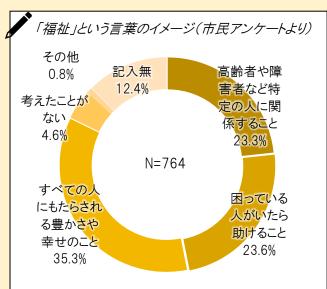
「市民・地域の取り組み」は一例として示すものです。市民みんなが自分の地域でできることから取り組み、社会福祉協議会や関係機関、行政が市民・地域を支えるそれぞれの役割を果たすことで、協働して地域福祉の推進を目指します。

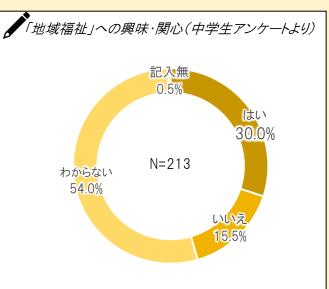
### 基本方針1

# 福祉の心を育む人づくり

## 重点目標 1 福祉理念と福祉教育の推進

- ○「福祉」とは"すべての人にもたらされる豊かさや幸せ"のことです。市民アンケートによると、「福祉」 という言葉のイメージには、「高齢者や障害者など特定の人に関係すること」と答えた方も一定数見られています。福祉そして地域福祉が誰にとっても身近なものであり、その推進のために自分や地域がどのような役割を担っていくのかを理解することが大切です。
- 〇中学生アンケートによると、「地域福祉へ興味・関心がある」と答えた割合は 30.0%にとどまっており、分からないと答えた割合が大きくなっています。基本理念である「誰もが安心して暮らせる笑顔があふれる四万十市」の実現に向けて、若い時期から地域福祉に興味・関心を持ってもらえるよう、教育の工夫が必要です。





- (→) 取組目標(1) 地域福祉の必要性についての情報発信
  - ○まずは、地域福祉を知ってもらい、その重要性を理解してもらうことが必要です。 広報媒体やイベントを通して情報発信し、広く市民の目に行き届くよう工夫します。
- → 取組目標(2) 福祉教育の推進
  - ○福祉教育を通して、子どもの頃から福祉の心を育み、実践力を身につけることが重要です。 子どもを通じた大人の福祉意識の醸成にもつなげます。

### 取組目標 1

## 地域福祉の必要性についての情報発信

## 市民・地域の取り組み

- ○市の広報やホームページなどを積極的に閲覧し、福祉に関する情報の受信に努めましょう。
- ○福祉まつりなどのイベントに積極的に参加し、地域福祉に対する理解を深めましょう。
- ○隣近所で困っている人がいないか意識し、その人に自分は何ができるかを考えましょう。
- ○地域福祉の推進のために活動している人や団体は、自分たちがしている活動について積極的に発信していきましょう。



#### 社会福祉協議会などの役割

- ○社協だよりの発行や社協ホームページの更新を通じて、福祉に関する情報を継続して発信します。
- ○社協だよりでは、地域福祉に関する情報をより強く発信できるよう、内容の見直しに取り組みます。
- ○福祉的イベントの開催を通して、市民の地域福祉に対する理解を深めます。

# 市の役割

- ○市の広報やホームページ等において、福祉に関する情報を継続して発信するとともに、誰にも分かりやすい表現で情報発信するよう努めます。また、「地域のいきいき活動」の発行など、地域の活動の具体的な紹介を通じて、地域福祉への理解を広めます。
- 〇様々な場面で、福祉に関する情報を必要とする市民に提供できるよう、日頃より福祉に関わる個人・団体・関係機関等との情報共有を図ります。



地域のいきいき活動



## 福祉教育の推進

## 市民・地域の取り組み

- ○児童・生徒が福祉に関心を持つきっかけとして、学校の総合的な学習の時間等を活用した福祉教 育に真剣に取り組み、学んだことを実践しましょう。
- ○福祉体験学習で学んだことを積極的に家族や地域に伝えましょう。
- ○日常で目にする福祉に関するシンボルマークの意味を理解し、その場その場で自分にできることは ないか考えましょう。



#### 🏡 社会福祉協議会などの役割

- ○学校の総合的な学習の時間等を活用して、福祉体験学習の実施に取り組みます。
- ○福祉体験学習では、高齢者疑似体験¹の実施に加え、アイマスク体験や車椅子体験など障害者 理解を推進するための学習も行います。
- ○福祉体験学習後の高齢者や障害者との交流学習のマッチングを積極的に行います。
- ○大人になっても福祉教育に取り組めるよう、会社・企業などでの福祉教育の実施を推奨していきま す。

## 市の役割

- ○子どもの頃から福祉活動の体験・学習を通じて福祉教育を推進します。また、学校では豊かな心 を育む道徳教育や人権教育の充実を図るとともに、保護者や地域住民を巻き込んだ地域への福 祉教育の推進を図ります。
- ○障害者と健常者の相互理解を進めていくため、障害者の社会参加の役割を担う障害者支援セン ター2や地域活動支援センター3をはじめとする活動拠点の機能強化を図ります。



高齢者疑似体験後の高齢者との交流学習

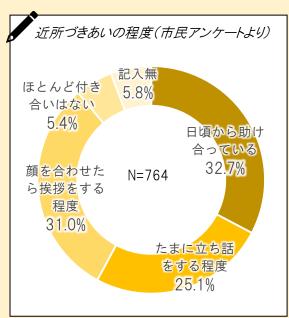
高齢者の身体的状況を装具を用いて疑似的に体験する取り組み。社会福祉協議会が実施している。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 在宅障害者やその家族の総合的な相談に応じ、ニーズに対応した保健福祉サービスを提供している。

<sup>3</sup> 障害者の創作的活動や生産活動、社会との交流促進の機会を提供し、またその家族も対象として相談に応じている。

## 重点目標2 支え合いのきっかけづくり

- 〇地域福祉の推進のためには、"地域のつながり"が必要不可欠です。地域の中で支え合い、助け合う中で地域福祉活動は促進されます。近年は核家族化やライフスタイルの変化により、地域のつながりは希薄化し、地域と積極的に関わりを持たない人も出てきている中で、孤独死などの課題も出てきています。
- 〇地域の中には、1 人暮らしの高齢者、子育て中の家庭、障害を持っている方など様々な方が主体となって生活しています。地域の中で顔の見える関係を作り、交流を通じてお互いを理解し合うことで、支え合う地域が作られていきます。





## → 取組目標(1) ご近所で顔の見える関係づくり

- ○支え合いの第一歩は、隣近所に誰が住んでいるのかを知ることです。災害時や非常時など いざという時に助け合うためにもご近所で顔の見える関係づくりを進めましょう。
- (→) 取組目標(2) 地域のみんなが集える場所づくり
  - ○年代・性別・障害の有無を問わず、地域のみんなが気軽に集える場所をつくることで地域 からの孤立を防ぐことにもつながります。地域の活性化にも寄与します。
- → 取組目標(3) 世代間交流の促進
  - 〇地域の中には、年齢性別問わず様々な人が生活し、健康福祉委員会・老人クラブなど様々な団体があります。その交流を図ることで、お互いの顔を知り、支え合うきっかけとなります。地域に新たな展開が生まれるかもしれません。

### 取組目標 1

## ご近所で顔の見える関係づくり

## 市民・地域の取り組み

- ○まずは隣近所とのあいさつからはじめましょう。
- ○隣近所に困っている人がいないか、自分にできることはないか考えてみましょう。
- ○地域のイベントや行事に積極的に参加して、地域内の交流を図りましょう。
- ○回覧板を手回しするなど、近隣の人と顔を合わせる機会を作りましょう。



#### 📐 社会福祉協議会などの役割

〇健康福祉委員会<sup>4</sup>や老人クラブ<sup>5</sup>への支援を通じて地域福祉活動の推進を図り、顔の見える関係 づくりをバックアップします。

## 市の役割

- ○各地区の区長や民生委員と協同して、地区活動を支えていきます。
- ○「四万十市健康・福祉地域推進事業」を継続し、健康づくり、介護予防、生きがい交流、支え合い の地域づくり等を進め、地域の見守り体制づくり、健康意識の向上や生きがいづくりを行います。







四万十市健康・福祉地域推進事業において、介護予防や健康づくり・支え合いを目的として地区単位で設立される組織。 令和2年3月時点で、119地区で設立されている。

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> 地域の高齢者の生きがいづくりや健康づくりを目的とし、社会貢献活動などにも取り組んでいる。令和2年3月時点で、 28 の老人クラブが活動している。

## 地域のみんなが集える場所づくり

## 市民・地域の取り組み

- ○年齢性別等関係なく、地域の誰もが集い参加できる行事やイベントを積極的に実施しましょう。
- ○地域の伝統を学び、行事の掘り起こしや磨き上げをしましょう。
- ○場所づくりに向けた話し合いに積極的に参加しましょう。



### 🛕 👝 社会福祉協議会などの役割

- ○地域のイベントや行事などの広報・取材を行い、取り組みが広がるよう支援します。
- 〇高齢者はつらつデイサービス事業<sup>6</sup>やまちなかサロン事業の実施を通じて、高齢者の社会参加と生きがいづくりの場を提供します。
- ○どのような集いの場が求められているのかのニーズの把握に努めます。

## 市の役割

- 〇高齢者はつらつデイサービス事業や老人クラブへの支援などを通じて、高齢者の社会参加と生き がいづくりの充実を図ります。
- ○障害者と健常者の相互理解を進めていくため、障害者の社会参加の役割を担う障害者支援センターや地域活動支援センターをはじめとする活動拠点の機能強化を図ります。







<sup>&</sup>lt;sup>6</sup> 65 歳以上の高齢者(要介護認定非該当者)を対象に「四万十市多目的デイケアセンター」へ送迎により集まり簡単な運動や機能訓練・創作活動を行っている。

## 取組目標3

## 世代間交流の促進

## 市民・地域の取り組み

- 〇地域の中にある様々な団体(自治会や子ども会、健康福祉委員会、老人クラブなど)の活動に注 目してみましょう。
- ○団体間で積極的に交流を図り、世代間交流を促進しましょう。



### 🛕 🦙 社会福祉協議会などの役割

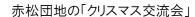
○様々な団体とつながりを持ち、世代間交流が取り組まれるようサポートやマッチングを行います。

## 市の役割

○地域における、高齢者と子どものふれあいや、地域の先輩と担い手としての若者との交流が図られ るよう、地域の主体的な活動を支援します。



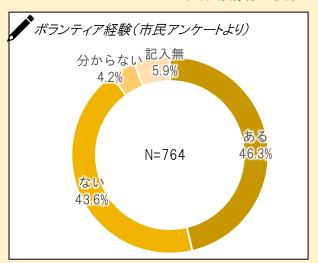
伊才原地区の「七夕祭り」

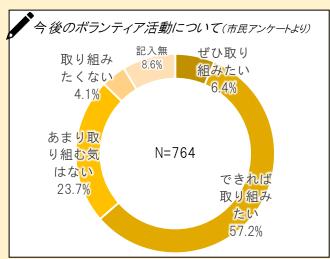




## 重点目標3 地域活動の担い手の育成・支援

- 〇"お互いさまの心"をもって地域活動に取り組むボランティアの存在は地域福祉推進の大きな力となっています。本市においては、少子高齢化・過疎化の進行により、"担い手不足"が課題の一つとして挙がっています。しかし一方では、核家族化が進み、ライフススタイルが変化する中で、地域活動・ボランティアに参加できない人も増えています。
- ○市民アンケートによると、ここ5年の間に地域活動やボランティアに取り組んだことのある人は約半数で、取り組めなかった理由としては「活動に参加する時間がない」ことが上位の結果として挙がっています。一方、今後の活動について、「ぜひ取り組みたい」「できれば取り組みたい」と答えた人は60%以上にのぼっており、活動情報の提供や相談窓口の充実が求められています。





- 福祉に関するボランティア活動や助け合い活動を活性化するために必要なこと(市民アンケートより)
- 1位 活動の情報提供の充実、PR強化
- 2位 子どもの頃からの福祉教育の強化
- 3位 活動に関する相談窓口の充実
- 4位 個々の能力を活用できる人材バンクの活用
- 5位 運営に必要なお金の補助

## (<del>)</del> 取組目標(1) ボランティアの充実

- 〇地域福祉の推進のためには、"お互いさまの心"をもつボランティアの力がかかせません。 社会福祉協議会のボランティアセンターを中心にボランティア活動の充実に取り組みま す。
- (→) 取組目標(2) 地域福祉活動の活性化
  - 〇地域の中には、地域活動を行う各種団体が存在します。まずは地域にはどのような団体があるのかを知り、その役割を学ぶことが大切です。

### 取組目標 1

## ボランティアの充実

## 市民・地域の取り組み

- ○積極的にボランティア活動に参加しましょう。
- ○ゴミ拾いなど身近なことからはじめてみましょう。
- ○ボランティアに関する情報を入手しましょう。



### 🔖 社会福祉協議会などの役割

- ○社会福祉協議会が運営する「ボランティアセンター」がボランティアをしてほしい人とボランティアを したい人のマッチングを積極的に行います。
- ○ボランティア活動の情報提供を積極的に行います。
- ○ボランティア活動に関する相談窓口の充実を図ります。
- ○社協だよりやHPを活用して、ボランティア団体のPRをします。
- ○各種ボランティア養成講座を開催し、幅広いボランティア活動に取り組めるよう支援します。

## 市の役割

- ○ボランティア団体やボランティア活動に関する情報発信により市民が活動に参加する機会を広げ、 地域で活躍する人材を育成します。
- ○地域の生活課題の把握に努め、ボランティア活動が地域の中で活きた活動となるよう、社会福祉 協議会と連携しながら取り組みを支援します。

## **ボランティアセンター** とは



ボランティアをしたい人・してほしい人をつなげるはたらきを行い、地域住民のボランテ ィア活動を支援する拠点となっています。

「ボランティアがしたい」、「ボランティアに興味がある」方にはボランティアの活動先を 紹介し、「ボランティアがほしい」施設や団体にはボランティア活動者を紹介しています。 (問い合わせ先)四万十市社会福祉協議会 Tel 35-3011

## 地域福祉活動の活性化

## 市民・地域の取り組み

- 〇ボランティア団体は、自分たちの活動をPRし、新規ボランティアを積極的に受け入れましょう。
- ○自分の地域の民生委員・児童委員を知り、その役割や活動内容について理解を深めましょう。
- ○地域の行事などに積極的に参加しましょう。



#### 溘 社会福祉協議会などの役割

- 〇中村地区ボランティア連絡協議会<sup>7</sup>や民生委員児童委員協議会などの活動を支援します。
- 〇四万十市共同募金委員会(社会福祉協議会内)では、皆様から寄せられた赤い羽根共同募金を 活用し、地域福祉活動を行う団体への助成を行います。

## 市の役割

- ○地域福祉活動を支える「四万十市健康・福祉地域推進事業」、「あったかふれあいセンター事業」 などを通じて、地域の関わりを支援します。
- ○民生委員・児童委員協議会や社会福祉協議会と連携し、支援体制の構築を図ります。
- ○地域で行われる公益的な福祉活動について、周知・広報や活動への支援を行います。



## 民生委員‧児童委員 とは

民生委員・児童委員は「民生委員法」、「児童福祉法」によって設置された地 域住民を支援するボランティアで、厚生労働大臣から3年ごとに委嘱を受けて地 域の福祉活動を行っています。

全ての「民生委員」は子どもに関わる問題を担当する「児童委員」も兼ねてお り、また「主任児童委員」という児童に関わる相談・支援を専門に担当する委員も います。

民生委員児童委員には守秘義務があり、ご相談内容の秘密は守られますの で、福祉に関する次のような心配ごとや困りごとなどを気軽にご相談ください。

(問い合わせ先)

四万十市中村地区民生委員児童委員協議会事務局 Tel35-3011 四万十市西土佐地区民生委員児童委員協議会事務局 Tel31-6111

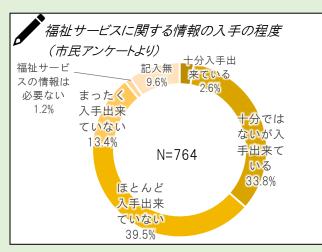
<sup>&</sup>lt;sup>7</sup> 中村地域で活躍する福祉関係等のボランティア団体が活動の充実・発展、各団体間のネットワークの構築と連携を図り、 支え合い・協働しながら活動に取り組むことを目的とする。

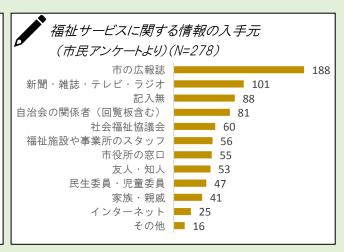
### 基本方針2

# 地域福祉を支える仕組みづくり

## 重点目標1 包括的支援体制の整備

- ○四万十市では、福祉事務所、地域包括支援センターなどの市役所窓口をはじめ、社会福祉協議会や各種事業所で相談支援を行っています。また、広報しまんとやホームページ、社協だよりをはじめとした多様な媒体でサービスについての情報提供を行っています。
- 〇市民アンケートによると、福祉サービスに関する情報の入手の程度について「ほとんど入手出来ていない」「まったく入手出来ていない」と答えた方を合わせると 50%以上となっています。福祉サービスの情報を必要とする人が必要に応じて情報を得られるよう、工夫が必要です。
- ○国では「我が事・丸ごと」の地域共生社会の実現に向けて、市町村における包括的な支援体制の整備を目標に掲げています。四万十市においても、特に複合的な課題を抱えるケースに対する各種関係機関の横のつながりと相談支援体制の構築が求められています。





- (→) 取組目標(1) 総合的な相談支援体制の構築
  - 〇縦割りの相談支援体制ではなく、複合的な課題を抱えるケースにも対応できるよう制度・分野を超えた横のつながりのある相談支援体制づくりに取り組みます。
- → 取組目標(2) 福祉サービスの利用支援
  - ○状況や課題に応じた福祉サービスを市民が適切に選択・利用できるよう、多様な媒体を使って情報発信していきます。
- → 取組目標(3) 支援が必要な人への支援
  - ○適切に相談窓口や利用できるサービスにつながるよう体制づくりに取り組みます。

## 取組目標 1

## 総合的な相談支援体制の構築

## 市民・地域の取り組み

- ○悩み事を抱え込まず、誰かに相談してみましょう。
- ○広報にしつかり目を通し、直近の行政サービスや支援の情報を把握しましょう。
- ○各種相談事や困りごとに対する相談窓口を把握しておきましょう。
- ○困っている人がいたら、区長や民生委員、市役所や社会福祉協議会の相談窓口などにつなげまし よう。
- ○相談窓口につなげた後も、その人のことを気にかけながら何か変わったことがあればすぐに相談す るようにしましょう。



## 💰 - 🎦 社会福祉協議会などの役割

- ○区長や民生委員と協力し、支援が必要な人の把握に努めます。
- ○地域包括支援センターや保健師、福祉事務所と連携を図り、個別課題・地域課題の解決に取り組 みます。
- ○市民の多様な生活課題に対応するため、社協内での連携体制の強化を図ります。

- 〇必要な福祉サービスが必要な方に効率的に提供できることはもとより、サービスの充実や医療との 連携等、様々な生活支援のサービスを地域と連携し推進します。
- ○高齢者、障害者、子育て世代など、ライフステージや生活課題に応じた総合的な相談体制の充 実を図ります。



## 福祉サービスの利用支援



## 市民・地域の取り組み

- 〇広報にしっかり目を通し、直近の行政サービスや支援の情報を把握しましょう。
- ○各種相談事や困りごとに対する相談窓口を把握しておきましょう。
- ○困っている人がいたら、区長や民生委員、市役所の相談窓口などにつなげましょう。



## 🔖 社会福祉協議会などの役割

- ○区長や民生委員と協力し、支援が必要な人の把握に努めます。状況に応じて訪問等対応し、生 活課題に応じた福祉サービスの利用を支援します。
- ○在宅生活ガイドブックなどの更新を通し、市民が適切に福祉サービスを利用できるよう支援します。
- ○地域包括支援センターや福祉事務所、その他関係機関などと連携し、福祉サービスの利用につな げます。



- 〇障害者自立支援協議会<sup>8</sup>をはじめ、各分野において関係機関で構成する協議体等において、日 頃の相談支援により蓄積された課題から、安定的な地域生活の仕組みづくりに向けた社会資源の 確保に努めます。
- ○生活課題を抱える方について、ケース検討会議等により関係機関等との情報共有を行い、適切な サービスにつなげられるよう支援します。
- ○市民が地域にある社会資源や福祉サービスを知り、利用しやすいよう、情報発信を行います。



四万十市高齢者在宅生活ガイドブック

<sup>8</sup> 相談支援事業者、サービス事業者及び関係団体等からなる組織で、市町村における障害者の生活を支えるための相談支 援事業をはじめとするシステムづくりに関して中核的役割を果たしている。



## 支援が必要な人への支援



## 市民・地域の取り組み

- ○悩み事を抱え込まず、誰かに相談してみましょう。
- ○金銭的に課題を抱えている家庭は、生活困難に陥る前に生活困窮に関する相談窓口へ相談しま しょう。
- ○生活困窮などで困っている人がいたら、区長や民生委員、市役所や社会福祉協議会の相談窓口 などにつなげましょう。
- ○支援が必要な人を日頃から見守り、困っているときには手を差し伸べましょう。



#### ★ 社会福祉協議会などの役割

- ○ふれあい相談を通じて、生活困窮を含めた生活全般の困りごとの相談に応じ、関係機関やサービ スにつなげます。
- ○区長や民生委員と協力し、支援が必要な人の把握に努めます。
- 〇フードバンク事業<sup>9</sup>に継続して取り組みます。
- ○生活困窮者を支援するための新規事業の検討を引き続き行います。



- ○ひきこもり・ニート等への支援、発達障害や軽度の知的障害により生きづらさを抱えている方などへ の支援として、関係機関等による協議の場を設け、適切な制度や福祉サービスにつなげていける 体制づくりを目指します。
- ○生きづらさを抱える方への「生きることの包括的な支援」として、身近なところで相談に乗り、必要な 機関へとつなげるゲートキーパー10の養成を広げます。
- ○生活困窮者の自立に向けて、関係機関との連携や情報共有を図りながら、総合的な支援を行い ます。

<sup>&</sup>lt;sup>9</sup> さまざまな理由で廃棄されてしまう食品を家庭や企業などから引き取り、何かしらの事情で食べるものが無い人に無料 で渡す活動。(事務局:四万十市社会福祉協議会 1235-3011)

<sup>&</sup>lt;sup>10</sup> 自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、 見守る)を図ることができる人のこと。

## 重点目標2 多様な主体の参画促進

- ○地域では、自治会や健康福祉委員会、婦人会、老人クラブ連合会、シルバー人材センターなど様々な団体が主体的に活動し、集いの場や住民活動の場、市民の生きがいづくりを展開するなど、地域性に応じた活動を行っています。今後、地域福祉活動のさらなる充実のために、現在活動している多様な主体の活動への支援とともに新たな主体形成に取り組んでいく必要があります。
- 〇現在、高知県では高知型福祉の取り組みの中で、「あったかふれあいセンター」が県内各地に設置され多様な活動に取り組んでいます。四万十市内では3か所(令和2年3月時点)にあったかふれあいセンターが設置され、個別支援から地域支援まで地域性に応じた活動が展開され、地域福祉の仕組みづくりには欠かせない存在となっています。
- ○社会福祉法においても地域の課題解決のための法整備が進んでおり、それに応じた新たな仕組み や取り組みが生まれつつあります。



健康福祉委員会の参加者が少ない

(座談会より)



■ 老人クラブに男性の参加者が欲しい

(座談会より)

介護予防やボランティアについて色々とやっていることは知っているが、その後普段の生活に活かされているといった実感はあまりない。住民全員への啓発と実践していく場をつくっていくことが必要。

(市民アンケートより)

- → 取組目標(1) 介護予防・健康づくりをきっかけとした地域活動の促進
  - ○市内の様々な場所で取り組まれている介護予防や健康づくりの活動を支援し、地域づくり につなげていきます。
- (→) 取組目標(2) あったかふれあいセンターの充実
  - ○地域福祉の拠点であるあったかふれあいセンターの活動の充実に取り組みます。
- (→) 取組目標(3) 多様な主体による地域福祉活動の推進
  - 〇介護保険法や社会福祉法の枠組みの中で取り組まれている各種団体などによる地域福祉活動を支援します。



## 介護予防・健康づくりをきっかけとした地域活動の推進

## 市民・地域の取り組み

- ○健康福祉委員会や老人クラブの活動など交流の場に参加しましょう。
- ○高知家健康パスポートを取得し、日頃から健康を意識しましょう。
- ○地域で行われるラジオ体操やウォーキングなどに参加しましょう。



#### 🏠 社会福祉協議会などの役割

- ○生活支援コーディネーター<sup>11</sup>を中心に、介護予防の重要性や地域づくりについて理解を広めていきます。
- ○地域包括支援センターや保健師などと連携し、介護予防が必要な方を各種取り組みにつないでいきます。
- ○住民主体の介護予防・健康づくりの場がさらに充実するよう、場づくり・担い手づくりを行います。
- ○適切な介護予防の取り組みが行われるよう、職員を定期的に地区に派遣し、活動内容の支援を 行います。

# 市の役割

- 〇平成 24 年度から開始した「四万十市健康・福祉地域推進事業」を継続し、①健康づくり事業、② 介護予防、高齢者・障害者生きがい交流事業、③支え合いの地域づくり事業の中から、地域の自 主的な取り組みに対して支援を行っていきます。
- ○孤立や虐待等を未然に防ぎ、住み慣れた地域で安心した生活が送れるよう、スポーツ・文化活動 を通じて、高齢者の外出機会をつくり、地域で高齢者を支えていく仕組みの充実・強化を図りま す。



磯ノ川地区健康福祉委員会の「小型家電収集」

<sup>&</sup>lt;sup>11</sup> 「地域支え合い推進員」とも呼ばれ、地域において高齢者の生活支援及び介護予防サービスの提供体制の構築に向けた コーディネートを行う。

## あったかふれあいセンターの充実

## 市民・地域の取り組み

- ○あったかふれあいセンターから発行される広報誌に目を通し、活動内容を知りましょう。
- ○あったかふれあいセンターの活動に参加しましょう。
- ○必要なときには、生活課題に応じてあったかふれあいセンターの支援を受けましょう。



### ★ 社会福祉協議会などの役割

○あったかふれあいセンターと連携を図り、支援が必要な人の把握や支援を行います。

#### あったかふれあいセンターの役割や取り組み

- ○あったかふれあいセンターの認知度を高めるよう、広報周知に取り組みます。
- ○個人や地域が抱える生活課題に応じて、あったかふれあいセンターの柔軟性を活かした支援を展開します。

# **≛**≣

## 市の役割

〇地域の福祉活動拠点として、あったかふれあいセンターが地域の生活課題に沿った活動を展開していけるよう、支援や連携を図ります。



## **あったかふれあいセンター**とは

あったかふれあいセンターは、高齢者から児童までの集いの場、ひきこもりがちな方や障害者などの居場所として設置され、安否確認のための訪問や、簡単な生活支援などを地域のニーズに合わせて提供しています。四万十市では3か所のあったかふれあいセンターが設置されています。(令和2年3月時点)

	あったかふれあいセンター	あったかふれあいセンター	あったかふれあいセンター
	愛・ハピネス	アルメリア	NPOいちいの郷
住所	国見 802	駅前町 15-13	西土佐大宮 594-3
電話番号	37-3057	34-8018	53-2020
利用料	無料(希望者は昼食費 500	無料(希望者は実費で弁当	無料(希望者は昼食費 500
<u>ተባ/ከተት</u>	円)	の注文が可能)	円+おやつ代 100 円)
開所日	月~金(土・日・祝休み)	月·火·金·土·日(水·木·祝休み)	月~金(土・日・祝休み)
研別口	8:30~17:15	9:00~16:00	9:00~16:00

### 取組目標3

## 多様な主体による地域福祉活動の推進

## 市民・地域の取り組み

○地域福祉に関わる多様な主体が地域の中で果たしている役割について、発行される広報誌などに 目を通し理解を深め、自分のできる活動から積極的に参加しましょう。



#### 🛕 🔼 社会福祉協議会などの役割

〇地域福祉に関わる多様な主体の活動と連携し、地域ぐるみの福祉活動を推進していきます。

#### 四万十市社会福祉法人連絡会(四社連)の役割や取り組み

○今後も定期的に会を開催し、地域課題の解決に向けて公益的な取り組みを進めていきます。

#### 生活支援等サービス体制整備 第1層・第2層推進会議の役割や取り組み

○今後も定期的に会を開催し、地域課題の解決に向けて話し合いを継続していきます。

## ▲ 市の役割

○社会福祉法人をはじめ、地域福祉に関わる多様な主体の役割が発揮されるよう、地域課題の解 決に向けた公益的な取り組みを支援していきます。



#### 四万十市社会福祉法人連絡会(四社連)

平成28年の社会福祉法改正に基づき、社会福祉法人は地域に公 益的取り組みを実施することが責務となった。地域の課題に沿った 前向きな取り組みを検討している。



#### 第1層推進会議

四万十市内の多様な主体間(地域住民、医療介護専門職、ボラン ティア団体など)との情報交換や政策形成を図る協議体。

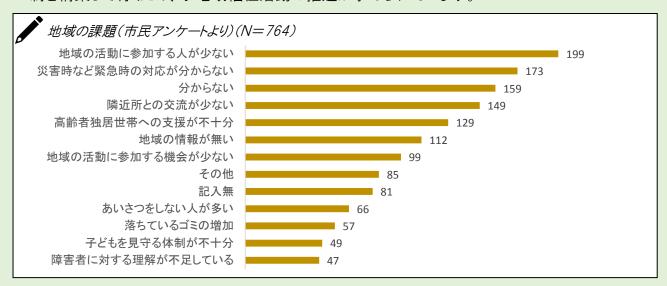


#### 第2層推進会議

地域住民との地域課題共有を通して、自分たちにできる地域課題 や地域の困りごとの解決・軽減を図ることを目的に設置した協議体。 市内3か所で話し合いが行われている。

## 重点目標3 小地域福祉活動の推進

- ○市民アンケートや地域座談会においても明らかになったように、今地域には様々な地域課題が山積しています。その解決に向けたさまざまな取り組みが進められてはいますが、過疎化・人口減少も相まって具体的な対策をとりづらいのが現状です。
- 〇住民自身が地域課題を把握し、課題解決に向けた取り組みを行うためには、地域間のネットワーク づくりが重要です。身近な地域の範囲の中で住民や関係機関が連携しながら地域課題解決の体 制を構築して行くため、小地域福祉活動の推進が求められています。



地域行事が少なく、地域全体のコミュニケーションが足りない(座談会より)

る(座談会より)

地域の住民が老若男女問わず自由に気軽に集える場所があれば地域の親睦になるのでは(市民アンケートより)

地域の課題に関わってくれる人が少なくなってい

- → 取組目標(1) **地域コミュニティの強化** 
  - 〇地域課題解決のためには、地域コミュニティの強化が必要不可欠です。まずは、座談会な どへの参加を通して、自分の住む地域のことについて考える機会を増やしましょう。
- → 取組目標(2) 地域づくりコーディネートの強化

○地域のニーズと資源を上手にマッチングし、地域福祉の充実と活性化を進めます。

# 取組目標 1

# 市民・地域の取り組み

- ○地域で行われる座談会などに積極的に参加して、地域のこれからについて住民同士で話し合いま しょう。
- ○地域コミュニティの強化のため、地域の拠点づくり(利用されなくなっている地域の施設の利活用や 集落活動センター12の開設など)について検討しましょう。



#### ▲ 本 社会福祉協議会などの役割

地域コミュニティの強化

- ○定期的に地域座談会を開催し、地域の情報共有の機会を作っていきます。
- ○自治会や健康福祉委員会等への支援を通じて、地域のコミュニティ機能の維持を図ります。

- ○地域独自の活動や行事の継承が続けられるよう、住民同士の話し合いの場のきっかけとなる、自 治会、健康福祉委員会等への支援を行います。
- ○社会福祉協議会と協働し、地域座談会の開催を支援していくことで、地域の課題について住民が 積極的に話し合える機会を確保していきます。
- ○既存のあったかふれあいセンター、集落活動センター等の地域活動拠点への支援を続けていくと ともに、地域コミュニティ強化のための新たな地域の拠点づくりについて、住民との意見交換を行い ながら検討していきます。

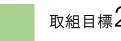






地域座談会の様子

<sup>&</sup>lt;sup>12</sup>地域住民が主体となって、地域外からの人材も受け入れながら、旧小学校や集会所などを拠点に、それぞれの地域の課 題やニーズに応じて、生活、福祉、産業、防災といった様々な活動に総合的に取り組む仕組み。



# 市民・地域の取り組み

○自分の困りごとやできることを周囲に伝えていきましょう。

地域づくりコーディネートの強化



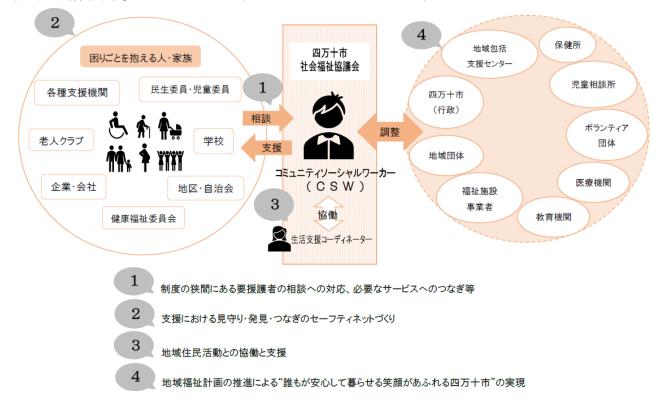
## 🔖 社会福祉協議会などの役割

- ○生活支援コーディネーターを中心に、地域のニーズと資源のマッチングに取り組みます。
- ○コミュニティソーシャルワーカー(CSW)<sup>13</sup>の配置に向けて行政と検討を重ねます。

# 市の役割

- 〇民生委員・児童委員の活動を支援し、活動の中で得られた地域の情報から適切な行政支援につ なげていきます。
- ○住民の主体的な地域づくりを支える人材(コミュニティソーシャルワーカー等)の確保・育成を目指 していきます。

[地域と関係機関等をつなぐコミュニティソーシャルワーカーのイメージ]



<sup>&</sup>lt;sup>13</sup> 地域において、支援を必要とする人々の生活圏や人間関係など環境面を重視した援助を行うとともに、地域を基盤とす る支援活動を発見して支援を必要とする人に結びつけたり、新たなサービスを開発したり、公的制度との関係を調整した りすることをめざすコミュニティソーシャルワークを行う者のこと。

#### 基本方針3

# 安心安全な暮らしを支える 環境づくり

# 暮らしやすい地域づくり

- 〇安心安全な暮らしを送るためには、普段の買い物や通院、通学などで使う交通手段の確保が必要 です。市民アンケートや座談会においても、地域によっては近くに商店が無かったり、買い物できる 場所までが遠いため、買い物に困っている高齢者が多くいることが明らかになりました。
- ○本市では、障害のある人や認知症の方など、支援が必要な方が増加しています。どんな人にとっ ても暮らしやすい地域をつくるためには、地域住民一人ひとりが人間の多様性を理解し、支え合い 助け合う体制が整備されていることが大切です。
  - 地域での暮らしをより豊かにするためには (市民アンケートより)
  - 1位 支援が必要な人への支援
  - 2位 地域の人が気軽に交流できる場づくり
  - 3位 バスなどの公共交通手段の整備
  - 4位 日常生活に関する身近な相談窓口の充実
  - 5位 買い物がしやすい環境づくり
  - 6位 地域の見守り体制の整備
  - 7位 道路や建物のバリアフリー整備

高齢者にとって住みやすい地域をつくるためには (市民アンケートより)

- 1位 在宅福祉サービスの充実
- 2位 介護と医療の連携
- 3位 地域での声掛け・見守り活動の充実

子どもが健やかに育つために必要なこと (市民アンケートより)

- 1位 地域での声掛け・見守り活動
- 2位 安心して遊べる場所の充実
- 3位 子育て世帯に対する支援

#### ,*障害をもつ人にとって住みやすい地域をつくるためには(市民アンケートより)*

1位 障害福祉サービスの充実 2位 地域で理解を深める 3位 働く場の整備

## → x組目標(1) 地域全体で支える子育て支援

○子育て世帯を支える総合的な支援体制づくりに取り組みます。

# **)**取組目標(2) 共に生きる社会づくり

- ○地域に住む人の多様性についての理解の促し、バリアフリーやユニバーサルデザインの取り 組みなど、地域社会全体で支え合い助け合う体制をつくります。
- \*) 取組目標(3) **暮らしを支える移動の支援** 
  - ○地域の交通手段や移送サービス等を組み合わせながら、暮らしに必要な移動手段が保障 されるよう取り組み、誰にとっても暮らしやすい地域を目指します。

### 取組目標 1

# 地域全体で支える子育て支援

# 市民・地域の取り組み

- ○あいさつなど身近なことから交流を育み、地域で子どもの成長を見守りましょう。
- ○孤立した家庭を作らないよう、地域で声を掛けあいましょう。



## ▲ 社会福祉協議会などの役割

- ○子育で協働の場づくりや子どもの居場所づくりについて検討を行います。
- 〇子ども食堂などと協力して、地域で子どもを見守る体制を構築します。

- ○子育て世代のニーズの把握に努め、多様な保育サービスを検討していく中で、家庭の状況等に関 わらず、等しく質の高い保育を受けられる環境づくりに努めます。
- ○市ホームページや広報等を通じて子育てに関する様々な情報発信を行うとともに、育児に関する 不安や悩みを軽減・解消できるよう相談体制の充実を図ります。
- ○乳幼児健診等での育児相談の利用の促しや、子育て経験を活かした若い母親との交流の場の創 設など、子育てする親が孤立することのないよう、地域での見守りや関係する行政機関によるきめ 細やかで総合的な子育て支援体制の確保に努めます。
- ○「母子家庭」「父子家庭」「寡婦家庭」等のひとり親家庭について、世帯の自立を促し、子どもの生 育を保証する経済的な自立を支援するとともに、必要に応じて地域と連携して子どもの成長過程 を見守る仕組みづくりに努めます。



# 共に生きる社会づくり

# 市民・地域の取り組み

- ○バリアフリー<sup>14</sup>やユニバーサルデザイン<sup>15</sup>について理解し、誰にとっても利用しやすい施設整備や情 報開示について考えましょう。
- ○点字ブロックに障害物となるものを置かない、歩道にゴミを捨てないなど身近なバリアフリーからはじ めてみましょう。
- 〇地域の中には年齢・性別・国籍・生活課題が違う多様な人が住んでいることを理解し、差別のない 共に生きる社会づくりに取り組みましょう。



## 🔖 社会福祉協議会などの役割

- ○視覚障害のある人への情報提供手段として、朗読ボランティア「虹の会」が広報の音訳を行いま す。
- ○学校の総合的な学習の時間等を活用して、福祉体験学習の実施に取り組みます。
- ○福祉体験学習では、高齢者疑似体験の実施に加え、アイマスク体験や車椅子体験など障害者理 解を推進するための学習も行います。
- ○認知症サポーター養成講座16を地域で開催するなど、認知症への理解を広める活動を積極的に 行います。

- ○認知症サポーター養成講座を開催し、認知症高齢者への支援の輪を広げます。
- ○障害者差別解消法の主旨に沿って、障害のある人が他の者と平等な人権や自由を享有するため の合理的配慮の提供推進を図っていきます。
- 〇公共施設から積極的にバリアフリーやユニバーサルデザインの導入を進めていくとともに、民間施 設等においても普及が進められるよう周知・PRに努めます。

<sup>&</sup>lt;sup>14</sup> 障害者、高齢者、妊婦や子ども連れの人などに主な焦点を当て、そうした方々が社会生活をしていく上での社会的、制 度的、心理的なすべての障壁を除去するという考え方。

<sup>15</sup> 施設や製品等について、障害者、高齢者、妊婦や子ども連れの人などにとって新しいバリアが生じないよう、誰にとっ ても利用しやすくデザインするという考え方。

<sup>&</sup>lt;sup>16</sup> 認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対して手助けする「認知症サポーター」を養 成し、認知症高齢者等にやさしい地域づくりに取り組んでいる。



# 暮らしを支える移動の支援



# 市民・地域の取り組み

- ○高齢や障害のため生活の中で移動に困難を要する方やその家族は、福祉・介護タクシーなど必要 に応じて利用できる交通手段を知っておきましょう。
- ○移動に困難を抱える方または地域などでは、デマンド交通<sup>17</sup>などの移動手段や生協などの宅配に よる買い物の方法についても、家族や支援してくれる方と一緒に考えてみましょう。
- ○隣近所で、移動手段がなく買い物に困っている人がいたら、自分の買い物のついでに一声かけて あげましょう。



#### 社会福祉協議会などの役割

- ○住民主体の移動支援の在り方について検討します。
- ○移動困難者に対して、移動手段に関する情報提供を行います。



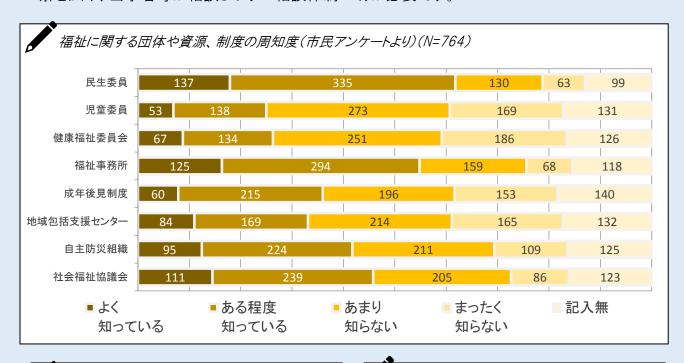
- ○地域の二一ズに沿ったデマンド交通の継続と充実を図ります。
- ○福祉・介護タクシーなどについて、移動に困難を要する高齢者や障害者が活用しやすいよう、助成 制度の継続と周知を図ります。
- 〇障害者の社会参加と移動手段を支える「同行援護」、「行動援護」、「移動支援事業」<sup>18</sup>について、 事業の継続と周知を図ります。

<sup>&</sup>lt;sup>17</sup> 利用者の予約に応じて運行する乗合いの区域運行型バス・タクシー。

<sup>18</sup> 障害者の利用できる外出支援サービスとして、視覚障害により移動に困難を要する人の外出支援を行う「同行援護」、 知的または精神障害により行動上困難を要する人の外出支援を行う「行動援護」、障害者の自立生活や社会参加を促すため の外出支援を行う「移動支援事業」がある。

# 重点目標2 権利擁護の推進

- 〇本市では、成年後見制度や日常生活自立支援事業により、判断能力が不十分な人の財産保護 や福祉サービスの利用支援を行っています。
- ○権利擁護に関する各種制度の周知・理解を進め利用の円滑化を図るとともに、権利擁護について の市民の理解を深め、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めていく必要があります。また、権利 擁護に関する困りごとを抱えた人が、相談窓口に早期につながり、適切な対応が行われるよう、権 利擁護や成年後見制度、日常生活自立支援制度等の窓口を分かりやすく明示する必要がありま す。
- ○高齢者、障害者、子どもへの虐待やDVなどについては、早期発見や防止につながるよう市民の理解を広げ、当事者等が相談しやすい相談体制づくりが必要です。



子どもが県外にいる独居の方の入院時の支援等が必要(市民アンケート自由回答より)

認知症の方が多くなってきており、今後地域で 何かできれば(市民アンケート自由回答より)

# $(\rightarrow)$

# ) 取組目標(1) **権利を守る支援策の利用促進**

- ○権利を守る各種制度を充実するとともに、利用支援を行います。
  - ※この項目を、成年後見制度の利用促進に関する法律第 14 条に基づく「成年後見制度 利用促進基本計画」として位置付けます。
- - 〇児童虐待防止対策を含む要支援家庭への対応、高齢者や障害者への虐待やDV等の暴力防止への取り組みとともに、当事者等が安心できる相談・支援体制の充実を図ります。

## 取組目標1

# 権利を守る支援策の利用促進

# 市民・地域の取り組み

- ○支援が必要になったとき、これからの生活が不安になったときは、遠慮せず相談窓口へ相談しまし よう。
- ○困っている人がいたら、区長や民生委員、市役所や社会福祉協議会の相談窓口などにつなげまし よう。
- 〇成年後見制度や日常生活自立支援事業を必要な時に利用できるよう、制度に対する理解を深め ましょう。



#### 社会福祉協議会などの役割

- ○被後見人等の受任や制度利用に対する相談支援を実施します。
- ○認知症高齢者など判断能力が不十分な人が自立した生活を送れるよう、金銭管理などを通して 福祉サービスの利用支援を行う日常生活自立支援事業について、事業の周知を行い、利用の円 滑化を図ります。



#### 市の役割

- (1)権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- ○認知症、知的障害、精神障害に関する正しい知識の普及を行います。
- ○権利擁護や成年後見制度に関する知識や理解の普及啓発を行います。
- ○成年後見制度に関する知識や理解の普及啓発と相談窓口の周知を行います。
- 〇成年後見制度利用支援事業における親族申立の助成について、地域実態に合った制度運用に なるよう見直し、検討を行います。

#### (2)適切な相談・対応体制の整備

- 〇成年後見制度の周知や、制度利用の相談と促進、後見人等(親族後見人、市民後見人を含む) 支援の機能を整備し、被後見人等を適切に支援できるよう協力体制の構築を行います。
- 〇成年後見制度利用支援事業における後見人等への報酬助成について、地域実態に合った制度 運用になるよう見直し、検討を行います。

## 取組目標2

# 虐待や DV を防ぐ取り組み

# 市民・地域の取り組み

- ○虐待を受けたと思われる児童、高齢者、障害者等を発見した場合には、必ず市や専門的な相談 窓口に通告しましょう(関連する各法律において、虐待を受けたと思われる者を発見した場合、通 告しなければならないことが国民の義務とされています)。
- ○児童虐待かもと思ったときの全国共通の電話番号として、児童相談所虐待対応ダイヤル189(い ちはやく)を覚えておきましょう。
  - ※電話をかけると近くの児童相談所につながります。通話は無料で、通告は匿名で行うこともできま す。
- ○当事者や家族等は、一人で問題を抱え込まず、市やその他専門的な窓口に相談しましょう。



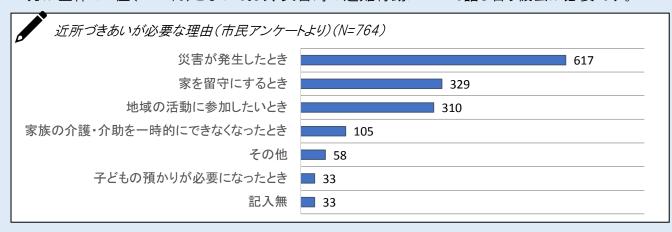
## 🝝 👝 社会福祉協議会などの役割

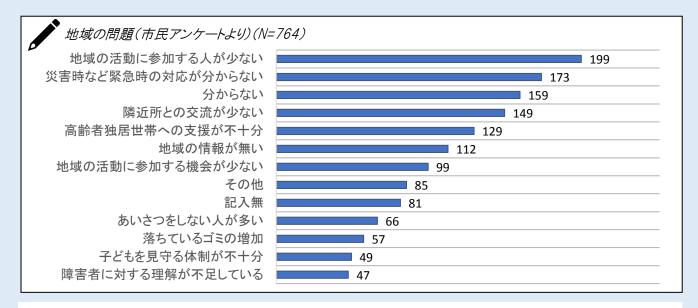
○高齢者や障害者への関わりの中で、虐待の早期発見や防止につながるよう関係機関との情報共 有と連携に努めます。

- 〇児童·高齢者・障害者への虐待や DV に関して、早期発見や防止につなげるための意識啓発と相 談窓口の周知を行います。
- 〇「要保護児童対策地域協議会」において、関係機関の連携を図り、要保護児童等に対する情報 や考え方、支援方針を共有し、適切な連携のもと対応していきます。また、「子ども家庭総合支援 拠点」を整備し、要支援児童や要保護児童及びその家庭、特定妊婦等への総合的な支援体制 を構築していきます。
- 〇相談者のプライバシーに配慮しながら、DV 被害者や被害者家族等に対する相談や支援の充実 を図ります。

# **車点目標3** 暮らしを守る防災・防犯の推進

- 〇近年豪雨や台風による災害が頻繁に発生しており、近い将来には南海トラフ大地震が高い確率で起こるとされています。災害発生時、被害を最小限に抑え、1 人ひとりの命を守るためには、日頃からの十分な備えが必要です。
- ○1人ひとりが防災意識を強く持つこと(**自助**)はもちろん、隣近所や地域との協力体制(**互助**)の強化、行政や関係機関との連携(**共助・公助**)など、地域の防災体制を整えることが大切です。
- 〇市民アンケートによると、近所とのお付き合いが必要な理由として、80.7%の方が「災害が発生したとき」を挙げており、災害発生時に支え助け合える仕組みづくりが求められていることが分かります。また、自分が住んでいる地域の問題について、「災害時など緊急時の対応が分からない」と挙げた方が全体の2位(22.6%)となっており、災害時の避難行動について話し合う機会が必要です。





# → 取組目標(1) 災害時に備えた地域づくり

○日頃からの防災意識の醸成、災害時要配慮者を守るネットワークづくりに取り組みます。

# → 取組目標(2) 地域の防犯対策の推進

○暮らしの安全を守るための環境整備や情報収集・啓発に取り組みます。



# 市民・地域の取り組み

○家庭内で防災グッズ、備蓄品、避難グッズを準備しましょう。

災害時に備えた地域づくり

- ○自宅から避難所までの経路を家族で確認し、災害時の避難行動について家族で示しあわせてお きましょう。
- 〇避難所の運営方法について地区内で話し合う機会をもちましょう。
- ○防災訓練にできるだけ参加しましょう。
- 〇隣近所の災害時要配慮者(高齢者や障害者など)の状況を把握しましょう。



#### 🏠 社会福祉協議会などの役割

- ○災害ボランティアセンター<sup>19</sup>の速やかな設置・運営に向けて、運営の体制づくりに努めます。
- ○「避難所運営ゲームHUG」<sup>20</sup>の実施を推進し、避難所の運営体制整備を支援します。
- 〇区長や民生委員、市役所と協力して避難行動要支援者台帳の有効な活用を推進します。



- ○津波による被害想定等の情報の他、命を守るための様々な取り組みについて広く住民に周知し、 防災意識の向上を図るとともに、"自分の命は自分で守る"という基本的な認識のもとに、地域の 自主防災活動や訓練等の実施を支援していきます。
- ○避難行動要支援者台帳を活用し、高齢者、障害者等、災害発生時の避難において支援が必要 な方の情報を地域の代表者、防災組織等と共有・連携し地域防災の仕組みの充実を図ります。
- ○災害時の情報が伝わりにくい家庭への防災無線個別受信器の配付や、緊急時の通報が困難な 障害者等への緊急通報システム Net119<sup>21</sup>の普及啓発など、非常時・災害時に誰もが緊急的な避 難・支援につながるよう、環境整備を進めます。
- 〇避難所生活に困難さを抱える人の受入先として、福祉避難所の指定を広げ、周知、地域との協力 体制、福祉避難所の開設・運営訓練を支援します。

<sup>19</sup> 大規模災害が発生した場合、被災された地域への生活復旧のため、ボランティアや関係機関が泥だしや家屋の片付けな どの支援活動が行えるよう「災害ボランティアセンター」を立ち上げ、ニーズとボランティアのマッチングを行う。

<sup>&</sup>lt;sup>20</sup> 避難所運営を皆で考えるため、避難者の年齢や性別、国籍やそれぞれが抱える事情が書かれたカードを、避難所に見立 てた平面図にどれだけ適切に配置できるか、また様々な出来事にどう対応していくかを模擬体験するゲーム。

<sup>21</sup> 聴覚や発話に障害のある方のための緊急通報システム。スマートフォン、携帯電話のインターネット接続機能を利用し て、簡単な操作で素早く119番通報することができる。



# 地域の防犯対策の推進

# 市民・地域の取り組み

- ○不審な人物を見かけたときには、自分の身の安全を確保し、すぐに警察に通報しましょう。
- ○子どもや高齢者などをターゲットにした犯罪を防ぐため、地域で見守りや声掛けを行いましょう。
- ○消費者被害に遭わないように、消費生活センターなどからの情報に注意を心掛けましょう。



# 〇 〇-〇 社会福祉協議会などの役割

- ○健康福祉委員会や老人クラブ活動への支援を通し、消費者被害に遭わないための啓発活動等を 行います。
- ○地域の見守り体制の構築を支援します。

- 〇防犯灯や防犯カメラ(子ども見守りカメラ)設置により地域環境の整備を進めるとともに、中村地区 地域安全協会22と連携して、不審者情報の収集や注意喚起の他、高齢者等を対象として詐欺被 害に遭わないための啓発活動等を行っていきます。
- 〇音声による通話が困難な障害者等の警察への通報手段として、110 番アプリシステム<sup>23</sup>などを必 要とする人がもしもの時に適切に利用できるよう普及啓発を図ります。

<sup>&</sup>lt;sup>22</sup> 県内の警察署に事務局を置き、地域の方と一緒になって安全安心まちづくり活動に取り組んでいる(中村地区地域安全 協会は中村警察署管内において活動)。

<sup>&</sup>lt;sup>23</sup> 聴覚や発話に障がいのある方のための通報システム。事前にアプリをダウンロードし、スマートフォン、携帯電話のイ ンターネット接続機能を利用して、簡単な操作で素早く 110 番通報することができる。

# 第4章 計画の推進

# 1 計画の推進体制

本計画では取組目標ごとに、市民・地域の取り組み、社会福祉協議会・関係機関の取り組み、市 (行政)の取り組みに分けて、四万十市として目指す地域福祉推進の方向性を掲げており、計画の推進にあたっては、市や社会福祉協議会だけでなく、住民や関係機関等も含め、様々な主体の活動の連携・協働が求められます。

今回の計画策定にあたって各地域で開催した座談会を今後も継続し、地域の生活課題について地域住民自らが考え、地域ごとに目標を持って取り組んでいけるよう、市や社会福祉協議会はその支援を行うとともに、地域福祉に関わる様々な関係機関との連携・協働を図りながら計画を推進していきます。

また、市の取り組みについては、本計画で地域福祉に関する理念と方向性を示し、福祉分野に関連する各種計画において、具体的な施策の実行を進めていきます。

## 2 計画の評価と見直し

社会事情、地域環境等の変化により、地域福祉のニーズ・課題も変化していきます。地域住民の今の福祉課題に向き合い、必要に応じて計画の評価・変更等を行なうために、「地域福祉計画運営協議会」を開催し、推進体制の中で把握したニーズ・課題・取り組みの状態をもとに地域福祉計画の評価・分析を行い、PDCAサイクルに沿って計画を推進していきます。

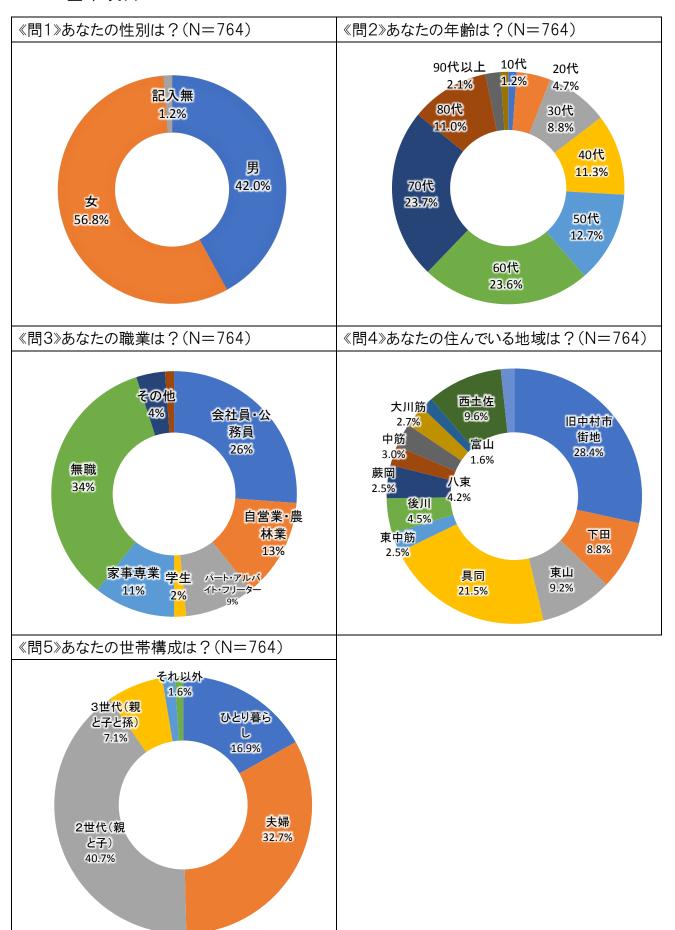
なお、社会福祉協議会が策定してきた地域福祉活動計画は、これまで「地域福祉活動計画評価検討委員会」を開催し、評価・分析を行ってきました。今回、地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に策定することで、今後は「地域福祉計画運営協議会」において地域福祉活動に関わる部分についても併せて評価・分析を行っていきます。

# 第3期四万十市地域福祉計画市民アンケート結果

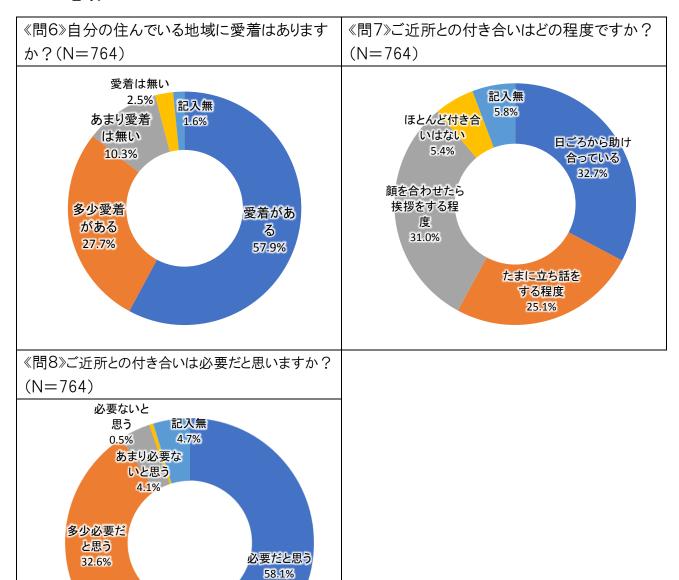
#### 《調査の概要》

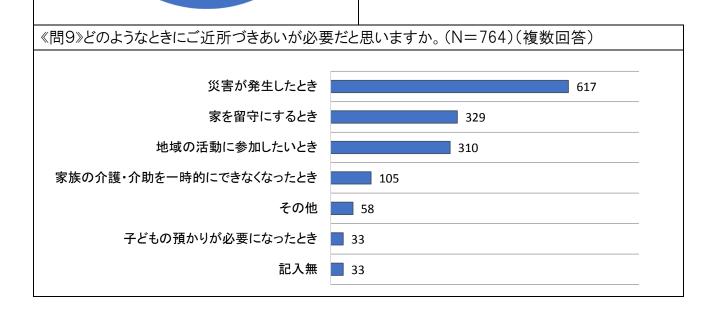
調査対象者	無作為に抽出された 18 歳以上の市民 2,000 人
調査期間	平成 31 年4月 26 日~令和元年5月 31 日
調査方法	郵送による配布・回収
対象者数	2,000 人
有効回答数	764 人
回収率	38.2%

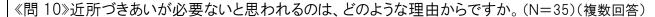
#### ▼1 基本項目

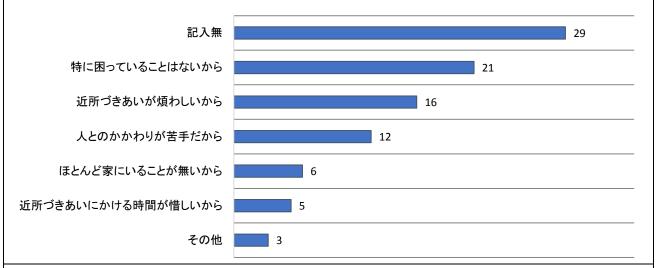


#### ▼2 地域のことについて

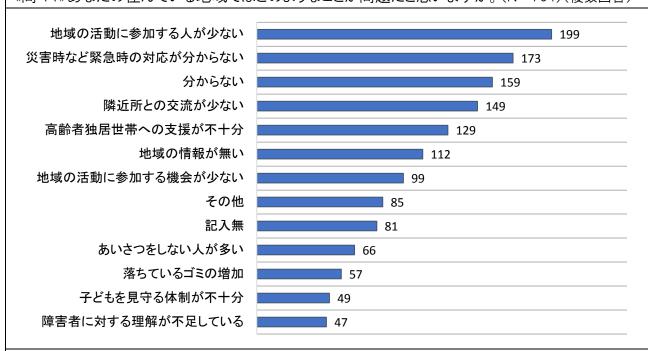




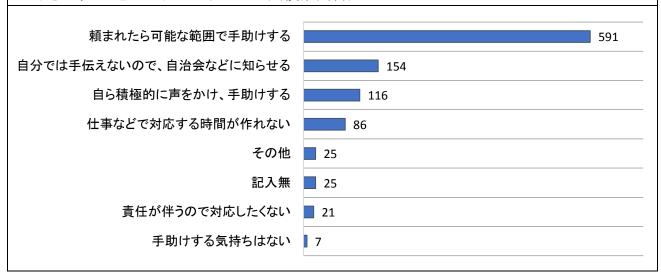




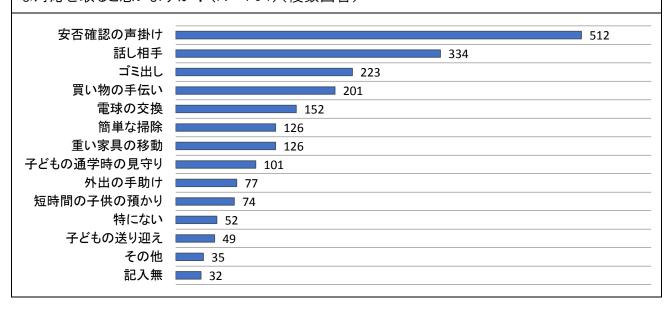
《問 11》あなたの住んでいる地域ではどのようなことが問題だと思いますか。(N=764)(複数回答)



《問 12》地域の中で身の回りのこと、家事や外出などで困っている人がいる場合、あなたはどのような対応を取ると思いますか?(N=764)(複数回答)

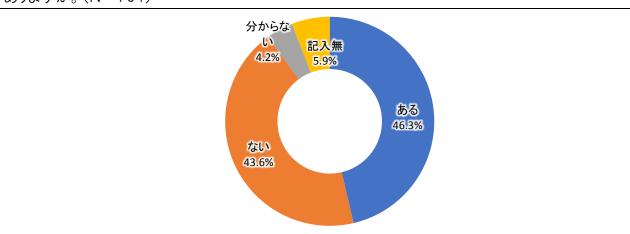


《問 13》地域の中で身の回りのこと、家事や外出などで困っている人がいる場合、あなたはどのような対応を取ると思いますか?(N=764)(複数回答)

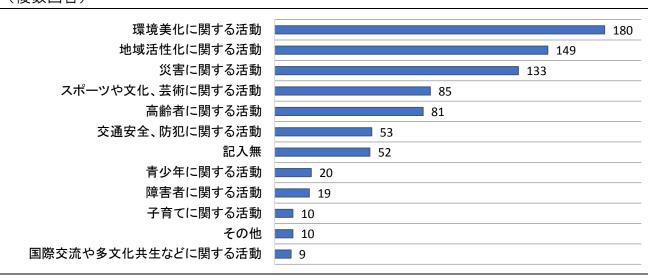


#### ▼3 地域活動・ボランティア活動について

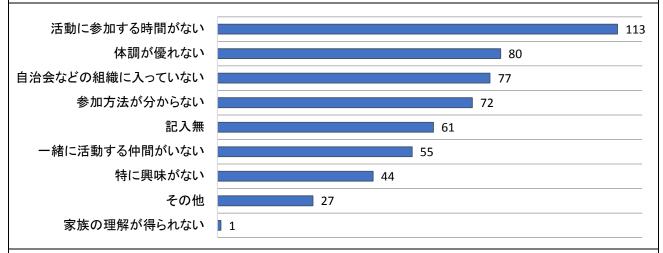
《問 14》あなたはここ5年の間に地域活動やボランティア活動、各種支援活動に取り組んだことはありますか。(N=764)



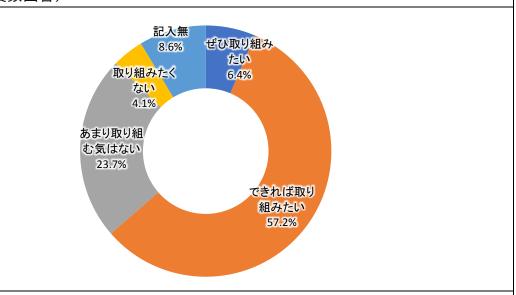
《問 15》問 14 で、「1. ある」と答えた方にお尋ねします。それはどのような活動ですか。(N=354) (複数回答)



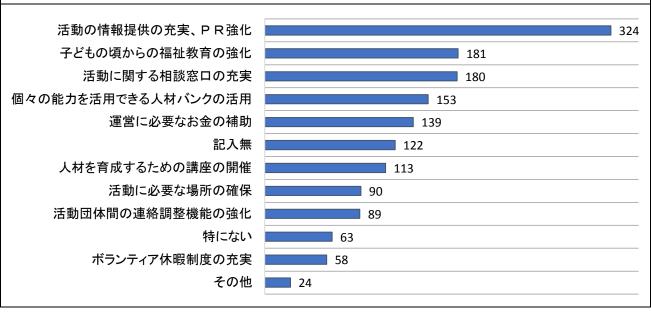
《問 16》問 14 で「2. ない」と答えた方にお尋ねします。活動に取り組めなかった理由は何ですか。 (N=333)(複数回答)



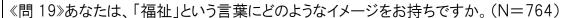
≪問 17≫あなたは今後、地域活動やボランティア活動にどの程度取り組んでいきたいと考えていますか。(N=764)(複数回答)

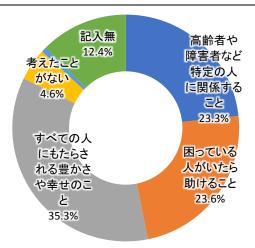


≪問 18≫福祉に関するボランティア活動や助け合い活動を活性化するためにどのようなことが必要だと思いますか。(N=764)(複数回答)

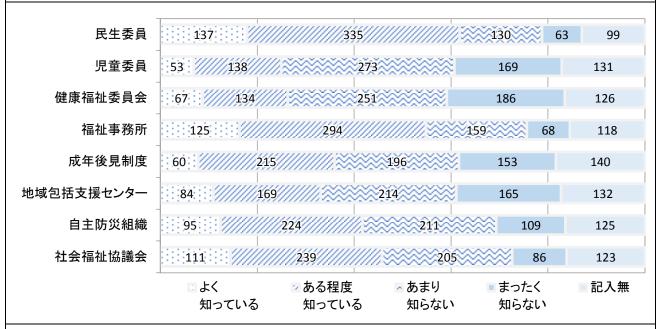


#### ▼4 地域活動・ボランティア活動について

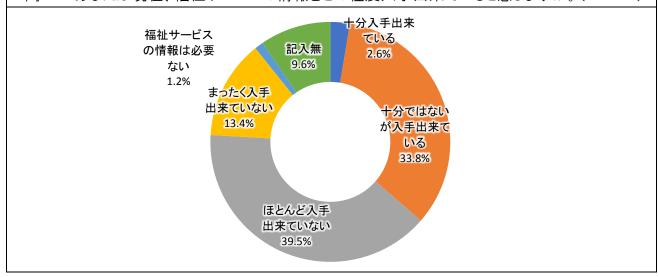




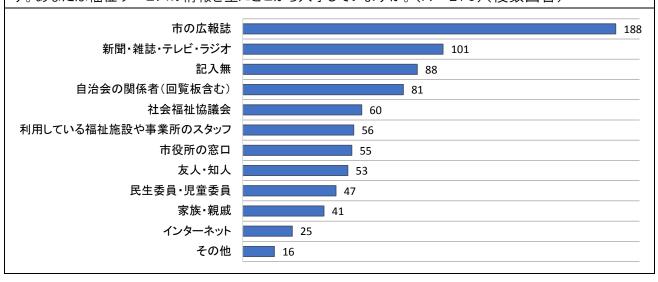
≪問 20≫あなたは次の福祉に関する団体や資源、制度を知っていますか。下の表の1~7について、それぞれあてはまるもの1つに○をつけてください。(N=764)



≪問 21≫あなたは現在、福祉サービスの情報をどの程度入手出来ていると感じますか。(N=764)

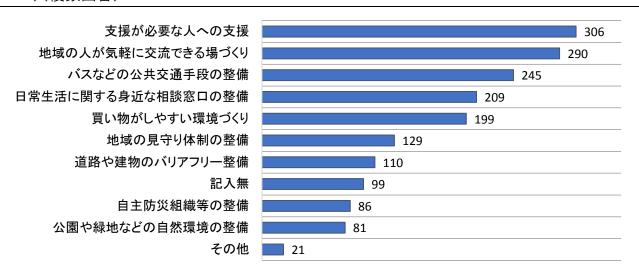


≪問 22≫問 21 で「1. 十分入手出来ている」「2. 十分ではないが入手出来ている」と答えた方にお伺いします。あなたは福祉サービスの情報を主にどこから入手していますか。(N=278)(複数回答)

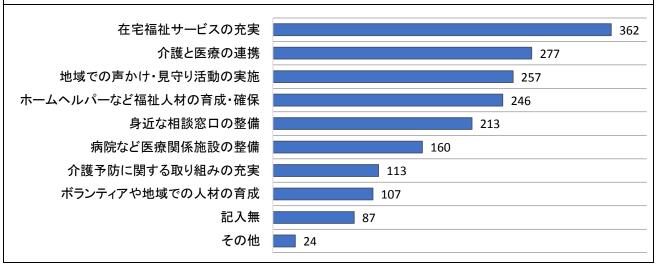


#### ▼5 今後の四万十市のことについて

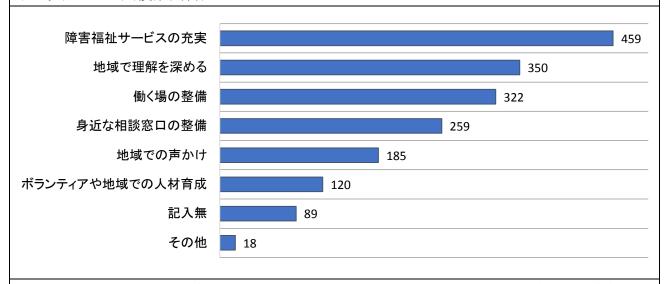
≪問 23≫地域での暮らしをより豊かにするためには、どのようなことが必要だと考えますか。(N=764)(複数回答)



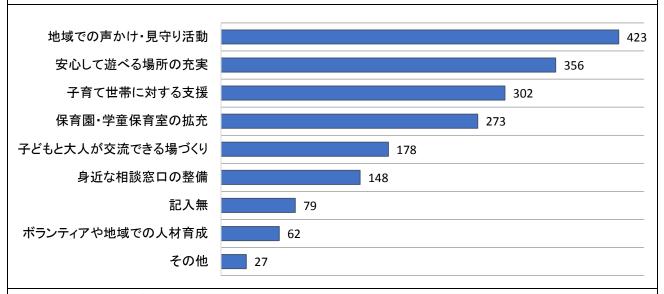
≪問 24≫高齢者にとって住みやすい地域を作るためには、どのようなことが必要だと思いますか。 (N=764)(複数回答)



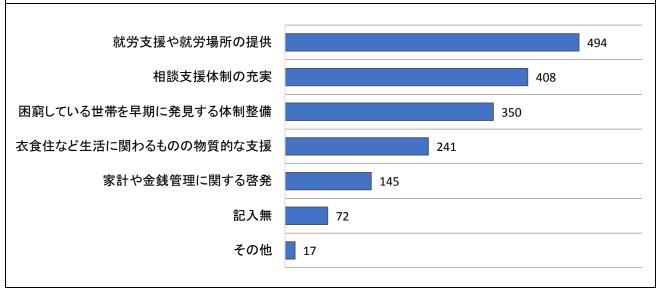
≪問 25≫障害のある人にとって住みやすい地域をつくるためには、どのようなことが必要だと思いますか。(N=764)(複数回答)



≪問 26≫子どもが健やかに育つためには、どのようなことが必要だと思いますか。(N=764)(複数回答)



≪問 27≫生活に困窮している人が自立した生活を送るためにはどのような支援が必要だと思いますか。(N=764)(複数回答)



≪問 28≫住み	ょやすい地域づくりに向けて、ご意見がありましたら、ご自由にお書きください。(-部抜粋)
☆炒 △#	自分の年齢を考えると不安だらけ、入居しやすい施設の充実をお願いしたい。
高齢·介護	認知症が多くなってきており、今後地域で何かできれば。
	思いやりの心をどう育んでいくかが大切と思っています。特に子供達、教育現場での。
	子育て支援(短時間でも気軽に子どもを預けれる)が充実したら嬉しい。母親がストレス溜まり過
   子ども·教育	ぎると子どもに良くない…と思うので。
丁とも、秋月	子供達が将来にわたって地域を誇れるように地域の良さを学んで欲しいし、大人も次世代に伝
	えていくことが大切だと思います。公助に頼らなくても地域全体で子供から大人まで協力し、支え
	合える仕組みづくりが必要と思います。
	若者が移住してくるような施策を実施してもらいたい。活気のある町づくりを。
移住	我が家は昨春四万十市へ転居してきました。地域が新しい居住者、家庭を受け入れる(歓迎す
19 圧	る)雰囲気があまり感じられず残念です。先民(先住民)意識をもった人が多い気がします。住み
	やすい地域づくりにはネックだと思います。
	小さな子供、高齢者などがよく歩く道や歩道のない場所(細道など)に、車を停車してあり、よけ
	て通る事になると車から見えにくく危ない。通学路などにも多く見るので何とかしてほしい。
	団地に公園が欲しい。駐車場になったので公園がなくなった。
環境	経済的な問題が大きいが、インフラ設備の充実、職業の充実、スポーツなどエンターテイメントの
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	環境整備の充実があればより楽しく住みやすい地域になるのではないかと思う。
	小学校や保育園付近など、通学路の安全整備をお願いしたいです。車での接触事故も起きて
	います。狭くて見通しが悪い道路である上に、車の往来も激しいなど、子どもたちの安全面が確
	保されていない状況にあります。
	それぞれの立場での課題を把握し、課題に対する対応について本人、行政等の支援などを細
	かく考えていく。支援だけでなく自立できる仕組みも必要。
   行政	収入が少なく生活するのが精一杯であるので子育て、高齢者を充実させるには国・県・市からの
132	支援補助制度の拡大が必要であり、このままでは生活が困難になります。四万十市の力不足が
	原因です。意識改革をしないといつまでたっても変わりません。
	市役所の対応をよくして欲しい。
	交通の便が悪すぎる。四万十市はもっと困っている人のことを考えた町づくりをしてほしい。
	高齢者が動きやすくなる為の車、バスの支援をお願いします。高齢者の車の運転が問題になっ
	ているが、車に乗れなければ不便で病院や買い物にも行けない。運転を問題にするのであれば
	もっと考えて欲しい。
交通	現在は自分の運転(自家用車)で自由にしてますが、運転できなくなったらどうしようかと、大変で
	す。(交通が不便なので生活に大変困るのでよろしくおねがいします。老人の一人暮らしのため)
	├────────────────────────────────────
	許の更新を厳しくしてくれると返納を促しやすい。
コミュニティ	自分たちの小さいころと比べて、なかなか生活していくために共働きが多く昼間家にいることがな
	いと思うし、生活の形が変わってきていると思う。よく分かっていても、隣くらいではないでしょう
	か。

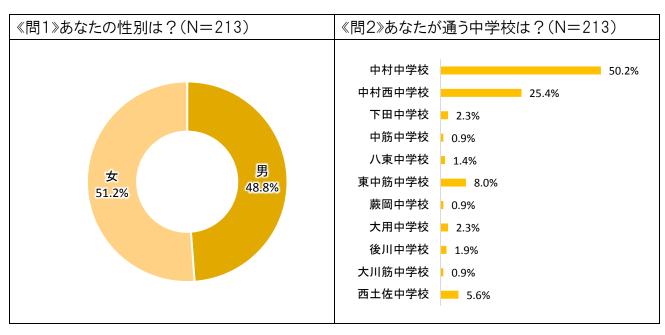
	私は賃貸マンションに妻と2人で生活しだして5年くらいの老人です。今のところは地域とのつなが
	りがなくても特に支障はありません。しかし近隣のお付き合いはあったほうがいいとは思う。この機
	会を作ってくれるアピール(公的であっても自治会であっても)をもっと多くすることはできないか。
	転入してきたばかりですが、今の所、不自由なく生活できています。以前住んでいた地域よりも生
	活し易く感じています。今後、近所・市民の人々との触れ合いを楽しみにしています。
	地域の住民が老若男女を問わず自由に気軽に集える場所があれば地域の親睦にもなるので
コミュニティ	は。
	声掛け、見守り活動は特に必要と思います。
	先ほども書きましたが、私の住んでる所は全くお店等ありません。一人暮らしの人達は本当に自
	由に買い物ができず不便な思いをしていると思います。市のほうで応援していただき、移動販売
	車を充実させていただき、それと同時に見守りをしていくという方法を考えてほしいです。地域の
	集会所等に週に1回来てもらってもいいです。元気な人はそこへ買い物に行くと、近所の人も集
	まり、話もできて良いと思います。ぜひお願いします。
	困窮している世帯を知らない。地域での声かけ見守り支援に協力したい。
	どうして生活に困窮しているのかを確め、就労支援をして生活を立て直して行けるようにアドバイ
	スをする。まだまだ働けるのに早くから生活保護を受けている人が多いと思う。年金受給者達が
困窮	2ヶ月に1回の年金生活は長いと思う、1ヶ月に1回なら生活設計も出来るのではないでしょう
	か。
	母子家庭で飲食に苦労しています。市内のスーパーやコンビニの廃棄食品のフードバンクがあれ
	ば是非利用したい。
<b></b>	災害発生の時、どうすればいいのか、全く理解していないので、広報等とかで細かく教えてくださ
災害	L' <sub>o</sub>
	介護予防やボランティアの育成等について色々とやっている事は知っているが、その後あまり普
	段の生活に活されているという実感は全くない。結局は個人の意識(関係者)の問題だと思うが、
	障害や高齢者、子ども等それぞれの分野でしっかり皆で統一し、住民全員に啓発していく、そし
	て、実践していく場を作っていくことが必要。例えば、ボランティア教室しただけで実績としていくの
ボランティア	は全く無意味だと感じます。
	シルバー教室の充実。高齢者がいきいきと健康に過ごせば、体力面、精神面で余裕ができ、ま
	た社会に出る機会があれば交流の中でボランティア等で協力しようとする人も増えると思いま
	す。 いずれにしても暇をもてあましている人も多くいます。 これからは退職した 60~70 歳までの
	元気な人を有効活用したらどうでしょう。
	四万十市が大好きです。市民が住みやすい、ステキなところになるようにお仕事頑張ってくださ
7.00	い。私もこの地域のために出来る事を頑張ります。
	今までのアンケートに答えてきた事が実現できたら住みやすい地域となる。すべての住民が心豊
	かに人に優しくする事ができればと思います。アンケート担当の方、ご苦労様でした。
その他	市民の一人ひとりが器を磨いて優れた人格を育てる以上にないと思います。
	私も身体障害者の一人です。私の出来る範囲でいろいろな事に協力して行きたいと思います。
	ボトムダウンではなく、地域の課題をしっかり吸いあげて。ボトムアップ方式で計画を立ててくださ
	ر، د
1	1

# 第3期四万十市地域福祉計画中学生アンケート結果

#### 《調査の概要》

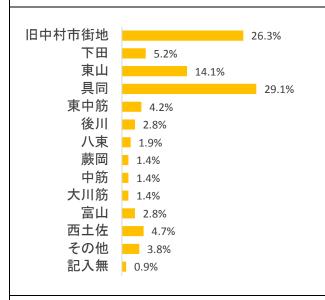
調査対象者	市内の中学校に通う中学2年生(県立中村中学を除く)
調査期間	令和元年7月2日~令和元年7月19日
調査方法	授業時間内での配布・回収
対象者数	219 人
有効回答数	213 人
回収率	97.2%

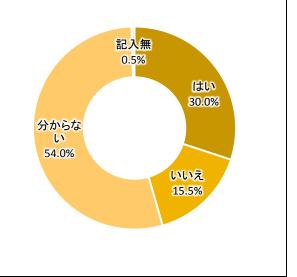
## ▼1 基本項目



#### 《問3》あなたの住んでいる地域は?(N=213)

《問4》あなたは地域福祉に興味・関心はありますか?(N=213)





#### 《問5》あなたは自分の住む地域についてどう思いますか?(N=213)

#### 【良いところ・自慢できるところ】

- ・自然がいっぱいで、地域のみんな仲が良く、協力できるところ
- 静かで自然が豊かなところ
- ・ 歴史があるところ
- ・空気が良く、近所の人が優しい
- ・近くの川に綺麗な蛍がたくさんいる
- ・四万十川がある
- ・挨拶ができる人が多い

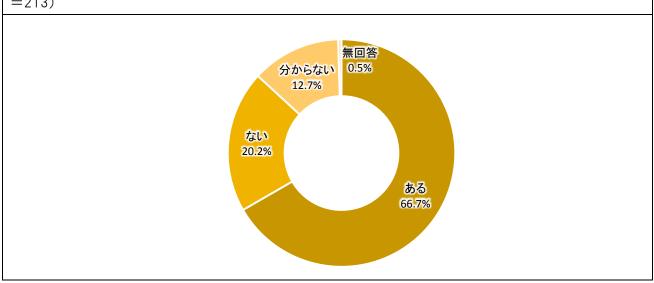
#### 【悪いところ・問題点】

- ・少子高齢化で人口がどんどん減っていっているところ
- ・遊びに行くところがない
- ・過疎化が進み、地域に活気がない
- ·お店があるところが少し遠い
- ・津波があったら、川がすぐ近くなので怖い
- ・都会に出て行く人が多い
- ・ゴミが固まって放置されている
- ・四万十市の特産品を使った料理・お菓子が少ない など

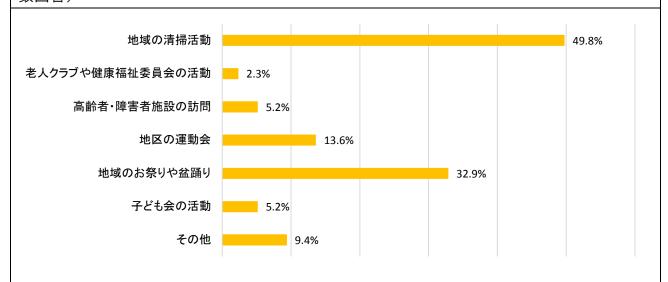
## など

#### ▼2 地域のことについて

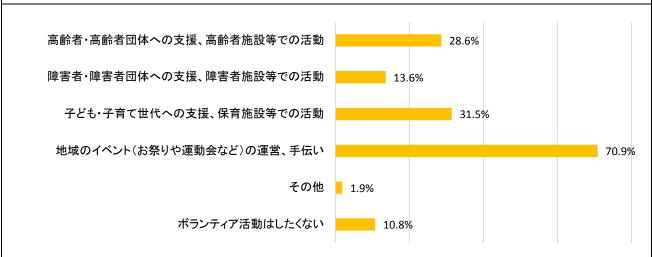
《問6》あなたは地域活動やボランティア活動など各種支援活動に取り組んだことはありますか。(N=213)



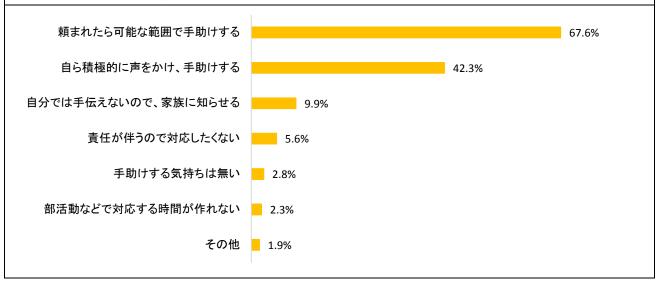
《問7》問6で「1.ある」と答えた方におたずねします。それはどのような活動ですか。(N=213)(複数回答)



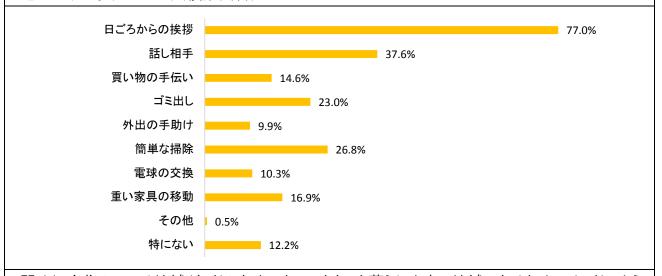
《問8》今後ボランティア活動をするとしたらどのような活動に取り組んでみたいですか。(N=213) (複数回答)



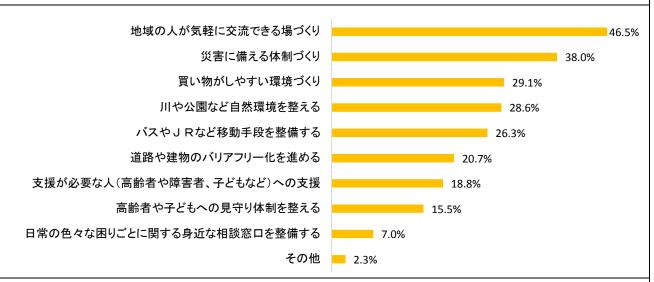
《問9》地域の中で身の回りのことで困っている人がいる場合、あなたならどのような対応をとると思いますか。(N=213)(複数回答)



《問 10》隣近所で、困っている家庭があった場合、あなたはどのようなことであれば手助けができると思いますか。(N=213)(複数回答)



《問 11》今住んでいる地域が、どんな人にとってももっと暮らしやすい地域になるためには、どのようなことが必要だと考えますか。(N=213)(複数回答)



《問 12》10 年後、自分たちの住む地域がどうなっていてほしいですか。自由に書いてください。

- ・誰でも安心して暮らしやすい地域になっていてほしいと思います。それから、地域の方と話せて、笑顔があふれる楽しい地域になったらいいです。
- ・近くにお店ができたり、交通手段を広げて人口が増えていってほしいです。(デパート・高速)
- ・小さな子から大人まで誰でも気軽に住めるような地域になってほしいと思います。お店があったり、バスやJRなどがあったらいいと思います。
- ・今よりもたくさん人が増えて、今のようにきれいで、明るくて仲が良い地域になってほしいです。それに、 高齢者の方だけでなく人が困っていることがあったらすぐに手助けできる人たちがたくさんいる地域になってほしいです。
- ・都会になって、でも自然もあり、海も川も綺麗で。ウナギとか美味しい魚がとれて、空気も綺麗な地域になってほしい。
- ・困っているときに助けられる地域になってほしい。
- ・人口がもつと増え、観光客がたくさん来る賑やかな地域。
- ・人口の多い地域や名産品でアピールできる地域になってほしい。
- できるだけ少子化にならない、支援が必要な人が住みやすい地域になればいいなと思います。

など

# 第3期四万十市地域福祉計画 地域座談会まとめ



地域座談会の結果を抜粋したものを地域ごとに掲載しています



月	日	曜日	地域	参加者数	参加地区	ページ	
7	23	火	中筋	10名	有岡・有岡団地・生ノ川・民部・上ノ土居	63	
/	30	火	東中筋	8名	森沢・楠島・国見・江ノ村	64	
	6	火	東富山	16名	大用・三ツ又・小西ノ川・片魚	65	
8	22	木	後川	14名	敷地・岩田・若藤・口鴨川・田野川甲・田野川乙・佐 田・カツラ山団地	66	
	29	木	下田	18名	井沢·井沢団地·竹島·馬越·下田·串江·双海·平野	67	
9	17	火	八束	14名	間崎·深木·山路·実崎·初崎	68	
	19	木	中村	22名	角崎·右山北·右山中·右山南·緑ヶ丘·一条通2~ 5·於東町·岩崎町·大橋通1·東下町·東町1·東町 2·東町3·大橋通4·大橋通5·大橋通7	69	
	26	木	西富山·蕨岡	16名	上分·下分·伊才原·内川·竹屋敷	70	
	1	1 火	火	西土佐1	14名	口屋内·奥屋内上·奥屋内下·中半·岩間	
				西土佐2	22名	大宮上・大宮下・橘・中家地・藤ノ川・奈路・下方・西ヶ方・館・用井・長生・半家・江川・宮地	71
10	8	3 火 東山		10名	安並·秋田·古津賀·古津賀第1団地·古津賀第2団 地	72	
	15	火	具同	赤松団地·田黒1·田黒2·田黒3·入田上·渡川 渡川3·自由が丘・自由が丘東·中組		73	
	24	木	大川筋	11名	川登・田出ノ川・高瀬・勝間・手洗川・三里・鵜ノ江	74	

# 中筋地域

開催日時: 令和元年7月 23 日(火) 19:00~

場所:有岡老人憩いの家

参加者:10 名

中筋(8 地区)1,246 人 高齢化率:42.5% ※令和元年10/1 時点



#### ●この地域のいいところ

- ・人が優しい
- ・小中学生の挨拶
- ・水が美味しい
- ・自主的に美化活動をしてくれる人がいる
- ・地域の人や地域の様子が大体分かる
- ・家族的な付き合いができている

## ②地域で暮らしていく中で困っていること 不安に思っていること

- ・コンビニが無くなった
- ・古くなった空き家が多い
- ・高齢者がバスや列車を利用しにくい
- ·役の担い手が少ない
- ・中学校がなくなる
- ・働く場が少ない
- ・商店が少ない

<b>3</b> 未来のためにできること	
(1)自分にできること	(2)地区で取り組んでみたいこと
・元気でおる	・青年団活動の復活
・子どもたちにトマト、胡瓜、茄子、小夏、レモン、	・婦人会の復活
柚子の作り方を教える	·きれいな町にしたい
・小学校への協力	·美化活動
·安否確認	·安否確認
(3)地域(中筋)で取り組んでみたいこと	(4)市や関係機関にお願いしたいこと
・連絡網を整備する	・空き家のリフォーム→移住者に貸す
・田んぼチーム発足	・デマンドバスに入ってきてほしい
・コンビニの再建	・路線バスの本数をもっと多くしてほしい
・いつでも人と会えるサロンのような場をつくる	・働く場(即効性と公共事業を増やす)
・中学校の活用(ご飯づくり・輪投げ)	・自動車道の出入り口を作って欲しい





# 東中筋地域

開催日時: 令和元年7月30日(火)19:00~

場所:JA高知県中村西部出張所

参加者:8名

東中筋(8地区)1,119人

高齢化率:34.5%

※令和元年 10/1 時点

#### ●この地域のいいところ

- ·静かでのどかで暮らしやすい
- ・小学生が朝挨拶してくれる
- ・人が少ない
- ・自然が多い
- ・治安が良い
- ・隣同士仲が良く、困ったときに相談できる
- ・皆が優しい

#### ②地域で暮らしていく中で困っていること 不安に思っていること

- ・農業後継者が少ない
- ・支え合う仕組みが築けない
- ・雑草を刈れない人がいる
- ・高齢化により買い物が困難になる
- ・学校統合により地区の衰退
- ・10 年後は地域が消滅する恐れがある
- ・地区の行事に出てくる人が決まっている

# 3未来のためにできること

(1)目分にできること
・家(独居)の周囲の草刈り支援
・週1回の買い物支援
・隣同士のコミュニケーションを大切にしていきた
ر،

- (2)地区で取り組んでみたいこと
- ・生活支援のボランティアグループをつくる
- ・人材の発見・発掘
- ・ゴミ出し支援の仕組み作り
- ・健康福祉委員会の男性の参加を促す

(4)市や関係機関にお願いしたいこと

#### (3)地域(東中筋)で取り組んでみたいこと

- ・若い人が住んでくれるようにしないといけない
- ・災害時対応のため、区長会・消防団・自主防 災組織の定期交流が必要
- ・生活道の整備
- ・草刈り等
- ・空き家に若い人に移住してもらう
- ・働く場所を作る





# 東富山地域

開催日時:令和元年8月6日(火) 19:00~

場所:東富山集会所

参加者:16 名

東富山(8地区)749人

高齢化率: 40.1% ※令和元年 10/1 時点



#### ●この地域のいいところ

- ・人が優しい
- ・子供たちが朝夕挨拶してくれる
- ・自然や空気がいい
- ・お互いに助け合いができている
- ・知らない人が少ない
- ・ 行事が比較的活発に行われている

#### ②地域で暮らしていく中で困っていること 不安に思っていること

- ・高齢化が進んで畑や田んぼの耕作放棄地が 増えている
- ・お宮の行事が大変になってくる
- ·お店が無いので、買い物や色々な支払いに 行けない人がいる
- ・交通の便が悪い
- ・話をしたい高齢者が話をする場所が欲しい

#### ❸未来のためにできること (1)自分にできること (2)地区で取り組んでみたいこと ・通勤でまちに行くときに送る(買い物・通院等) ・移動老人クラブ:各班の空家を使って持ち回り ・富山フィルムサポート(ロケ地誘致) で集まる ・草刈り・手伝い ・老人カフェがあったらいい 買い物の手伝いをしてあげる ・参加できる行事を(運動会等) ·外出支援 ·若い人も高齢者も集まれる場所づくり (3)地域(東富山)で取り組んでみたいこと (4)市や関係機関にお願いしたいこと ・若い者も一緒に芸能大会で楽しみたい ・地域でも頑張るが、最終的には行政に頼るし ・ヤイロチョウ音頭(オリジナル)を作る かない ・買い物代行 ・集会所の活用(改修し宿泊等ができるように) ・高齢者が集まる場所や日を月に1回は作る ・働く場所ができたら人も集まり子どもも多くなる 守る会との連携





# 後川地域

開催日時: 令和元年8月 22 日(木) 19:00~

場所:JA高知県中村北部出張所

参加者:14 名

後川(10地区)1,488人

# 高齢化率: 45.0% ※令和元年 10/1 時点

#### ●この地域のいいところ

- ・四万十川の自然
- ·姿が見えないときは地区民が気にかけている
- ・夏祭り、秋祭りがあって交流がある
- ・営農組合が活動している
- ・佐田の沈下橋等の観光資源
- ·学校行事に積極的

#### ②地域で暮らしていく中で困っていること 不安に思っていること

- ・買い物難民の増加、バス便の増加を希望
- ・高齢化に伴い祭り等行事が減少
- ・学校の統合によりコミュニティの機能低下
- ·農業人口の減少
- ・独居家庭が増加し、見守りが大変
- ・みんなが集まる機会が無い

## ❸未来のためにできること

#### (1) 自分にできること

- ・喫茶をする(みんなが集まれるような場所)
- ・地域ボランティアに積極的に参加する
- ·認知症予防
- ・ 行事等の取組みへの協力や参加
- ・行事への積極的参加と情報発信等

#### (3)地域(後川)で取り組んでみたいこと

- ・近くに店を作る
- ・出役は他地区と共同で実施してはどうか
- ・安全な避難場所を作る
- ・後川食堂を作ってほしい
- ・運動会の復活!
- ・核となるものをつくる(リーダーや拠点施設)

- (2)地区で取り組んでみたいこと
- ・高齢者の集まる、話せる場所を作りたい
- ・営農組合の立ち上げ
- ・健康福祉委員会の充実
- ・定期的に集会所で飲み会をしたい
- ・営農組合でお弁当の配達

#### (4)市や関係機関にお願いしたいこと

- ・野良猫の捕獲、避妊
- ・公共交通の確保、デマンドバスの増車
- ・農機具の購入補助金を
- ・移住推進への取組み(行政との連携)
- ・健康福祉委員会の活動の維持





# 下田地域

開催日時: 令和元年8月29日(木)19:00~

場所:下田地区防災活動拠点施設

参加者:18 名

下田(11地区)2,613人

高齢化率: 43.9% ※令和元年 10/1 時点

#### ●この地域のいいところ

- · <del>景</del>観がいい
- ・ 偉人の出身地
- ・最近は若い世帯が増えている
- ・顔見知りが多く声かけ、挨拶がしやすい
- ・2~3日姿が見えないと、家に来て声をかけてくれる

#### ②地域で暮らしていく中で困っていること 不安に思っていること

- ・住民の交流が少ない
- ・空き家が増えるばかり
- 経済活動ができる場が少ない
- ・若い人の地区行事への参加率が低い
- · 交通の便が悪く、運転できなくなったときが心 配

#### ❸未来のためにできること (1)自分にできること (2)地区で取り組んでみたいこと ・ボランティアに参加する ・地区ごとに目標を作る ・自分でできることは自分でする ・小中学生との交流 ・買い物の手伝い ・地区で色々と人が集まる機会を作る ・積極的な行事への参加 ・高齢になってできなくなったことを、周囲の人が ・若い世代に声掛けする 手助けしてくれるようなシステムを作りたい (3)地域(下田)で取り組んでみたいこと (4)市や関係機関にお願いしたいこと ・地域のニーズを把握してほしい ・自治組織の維持・向上 ・共同の畑を作る ·若い人が住みたいと思える地域づくり ・公共の建物を開放し利用等ができる ・南海トラフ対策の強化 ・地域で輪投げやグラウンドゴルフの大会を開催 ・将来路線バスが廃止になれば、小さな乗り物 でいいので定期的に運行してほしい





# 八東地域

開催日時: 令和元年9月 17日(火) 19:00~

場所:間崎多目的集会所

参加者:14 名

八束(8地区)1,351人

# 高齢化率: 44.6% ※令和元年 10/1 時点

#### ●この地域のいいところ

- ・近所同士仲がよい
- ・畑があって野菜が作れる
- ・子供が少ないわりに年寄りが多くその年寄りに 頼れる
- ・伝統行事(地域の団結が強い)
- ・地区の催し物(青少年を守る会)がある

#### ②地域で暮らしていく中で困っていること 不安に思っていること

- ・伝統行事の継承問題
- ・堤防が完成してない
- 買い物ができる店がない
- ・サービス情報を知らない高齢者がいる
- ・災害時の避難行動が明確になっていない
- ・バスの便数や停留所が少ない

#### ❸未来のためにできること

#### (1) 自分にできること

- ・自分が知った健康や地域の良い情報を発信し ていきたい
- ・集会所を使用してモーニング
- ・自らが行事参加の声掛けをする
- ・高齢者の定期訪問、声掛け

#### (2)地区で取り組んでみたいこと

- 草を刈ってあげる
- ・伝統行事が無理なくできること
- ・健康福祉委員会に多くの人に来てもらう
- ・地区での話し合いを多く持ってもらう
- ·祭りの由来の伝統を下の世代に伝えるために、 冊子を発行したい

#### (3)地域(八束)で取り組んでみたいこと

- ・元気なお年寄りの活躍の場づくり
- ・世代間交流の場づくり
- 芸人さんの講演で笑う
- ·若い世代が運動会を復活させる

#### (4)市や関係機関にお願いしたいこと

- ・放送設備について市に要望
- ・他の市町村の成功事例の紹介
- ・年寄りが働ける取り組み
- ・市の職員の地区への積極的アプローチ





# 中村地域

開催日時: 令和元年9月 19日(木) 19:00~

場所:四万十市中央公民館

参加者:22 名

中村(42 地区)8,854 人

高齢化率: 35.1% ※令和元年 10/1 時点

#### ●この地域のいいところ

- ・公園が多い
- ・文化交流や買い物など徒歩 10 分で行ける
- ・近所付き合いが上手くいっている
- ・朝の挨拶がしっかりできる子どもが多い
- ・子どもたちが自由に遊べる広場がある
- ・地区同士が近接し距離感が少ない
- ・病院が近くにあり、子育てに便利

#### ②地域で暮らしていく中で困っていること 不安に思っていること

- ・アパートなど顔の見えない人がいる
- ・地区の行事が少なく、若者の参加が少ない
- ・集会所がない
- ・高齢化が進み空き家が増えている
- ・地域行事が少なく地域全体のコミュニケーションが足りない
- ・意外と交通の便が悪い(車が無いと不便)

#### ③未来のためにできること (1) カハニマキュニ

#### (1)自分にできること

- ・自分のことは自分でする
- ·ウォーキングの際会う人に挨拶をして話しかける
- ・独居高齢者への声かけ・訪問
- ·朝の挨拶を今まで以上に気をつけて行う
- ・高齢者が運動する機会をつくる
- (3)地域(中村)で取り組んでみたいこと
- ・高齢者と児童の連携
- ・交流喫茶を作り、誰もが来れる居場所づくり (持ち込みや安価なコーヒーで)
- ・地区をこえてのコミュニティ作り(健康・防災・人材活用)

#### (2)地区で取り組んでみたいこと

- ・お月見会の継続
- ・今していること(健康福祉委員会の活動)を続ける
- ・地区運動会(南小学校区)の復活
- ・高齢者も若者も同じ防災訓練で練習すること
- ・世代間の交流ができることを進める
- (4)市や関係機関にお願いしたいこと
- 防犯カメラの設置
- ・側溝の整備
- ・南海トラフ地震時の障害者に対しての支援の 協力態勢の強化
- ・ハザードマップの有効活用





# 西富山地域 蕨岡地域

西富山(3地区)120 人 高齢化率:62.5%

※令和元年 10/1 時点

開催日時: 令和元年9月 26 日(木) 19:00~

場所:JA高知県中村北部出張所

参加者:16 名

## 蕨岡(5地区)950 人 高齢化率: 44.2% ※令和元年10/1 時点

#### ●この地域のいいところ

- 何かと集まって飲む
- ・地区民の協力が良い
- ・地区行事に若い世代が出てき始めている
- ·年を取っていても元気な方が多い

位モーニングサービスを実施する

- ・伝統を守っている(祭りの盆踊りなど)
- · 近所付き合いがスムーズ

#### ❷地域で暮らしていく中で困っていること 不安に思っていること

- ・地区の人材を育てる土壌が弱い
- ・世話を焼くおせっかいな人がいなくなった
- ・農業を継ぐ人がいない(農業の担い手不足)
- ・敬老会などの集まりに足が無くて参加できない方がいる
- ・道路整備等で出役が年寄りにはきつい

#### ❸未来のためにできること (1)自分にできること (2)地区で取り組んでみたいこと ・出かける足が無い方のために連れていくこと ・蕨岡地域に企業を呼び込む ·会などの時に積極的に声をかける ・休耕田の活用 ・地域内での避難場所の確認 ・独居老人の見回りや連絡などをする ·おしゃべりをしてみんなを笑わす ・ふれあい談話室の継続 ・音楽や歌で楽しい時間を作る ・集落営農を作る (3)地域(西富山・蕨岡)で取り組んでみたいこと (4)市や関係機関にお願いしたいこと ・皆が集まる場所を作りたい ・農地環境をよくしたい ・人材(プロ)を育てる"教室"で、地域の担い手 ・中学校が休校になった後、蕨岡全体で使える ようにしたい(防災キャンプ場などにする) を育成してほしい ・空家が増えてきたので、住んでくれる人に来て ・市民農園を作る ・部落ごと、または、地域全体で月または週一回 ほしい





# 西土佐地域

開催日時: 令和元年 10 月1日(火) 19:00~

場所:南津地区保健福祉サテライト/西土佐総合支所

参加者:36 名(2会場合わせて)

西土佐(30地区)2,677人

高齢化率: 48.0%

※令和元年 10/1 時点

#### ●この地域のいいところ

- ・1人暮らしの人は近所の人が気遣っている
- ・世代を超えて多世代で交流できる
- ・"村"としてのまとまりが残っていること
- ・人づき合いが良く情報が共有でき助け合いが できている
- ・元気で活動的な高齢者が多い
- ・就農者に若い者が増えつつある

#### ②地域で暮らしていく中で困っていること 不安に思っていること

- ・高齢の方ばかりのため、移動販売等が充実 すれば良いと思います
- ・少子化なので子供の遊び相手がいない
- ・特に高齢者施設の人材が不足し、厳しい現 状が生まれている
- ・若者の流出を防ぐ具体的な取り組みについて 施策を打ち出すべき

## ❸未来のためにできること

#### (1) 自分にできること

- ・できるだけ独居老人の話し相手になる
- ・近隣住民との助け合い
- ・独居老人等の見守り活動
- ・買い物難民とのドライブ
- ・若者と老人をつなぐ

# (2)地区で取り組んでみたいこと

- ・タクシーに代わる移動手段
- ・若い世代が参加しやすい地区会づくり
- ・文化活動復活(花とり、盆踊り)
- ・助け合い体制のシステム化
- ・サロンや集まりに人を集めたい(特に独居老人)

#### (3)地域(西土佐)で取り組んでみたいこと

- ·親睦会、交流会
- ・移動販売車(店)をつくる
- ・昔の"西土佐フェスティバル"を復活させる
- ・西土佐音頭など、老若男女共通の楽しみを作る
- ・地域交通の体系の確保(白タク等)
- ・地域住民が集まる(楽しめる)場作り

- ・若い人たちの働き場の確保
- ・定住するための住宅問題の解消

(4)市や関係機関にお願いしたいこと

- ・西土佐分校の存続のために、地域の方が入学 できるような仕組みを作れないか
- ・西土佐を"福祉のまち"のモデル地区に
- ·行政、関係機関、地域の福祉ネットワークを強化する





# 東山地域

開催日時:令和元年10月8日(火)19:00~

場所:四万十市立武道館

参加者:10 名

東山(10地区)4,779人

高齢化率: 26.8% ※令和元年 10/1 時点

#### ●この地域のいいところ

- ・挨拶ができている
- ・交诵の便がいい
- ・駅が近い
- ・スーパーが近い
- ・住宅地で企業や工場がなく静か

#### ②地域で暮らしていく中で困っていること 不安に思っていること

- ・借家が多く人間関係ができにくい
- ・一人暮らしで孤立したような生活をしている方がいる
- ・新興住宅(団地)と従来からの住宅との交流が少ない
- ・車に乗れなくなった時の移動手段
- ・地域行事(総会)への参加が少ない、無関心

#### ❸未来のためにできること (1)自分にできること (2)地区で取り組んでみたいこと 自分でできることは自分でする ・住民タクシーの運営 ・火の用心 ・地区子供会自主活動の手助け ・困っている人に寄り添って少しでも力になる ・地域助け合い(ポイント制)の仕組みづくり ・地区の後方支援部隊として協力したい ・子ども、若い人を中心に話し合いの場を作る ・集会所の開放 (3)地域(東山)で取り組んでみたいこと (4)市や関係機関にお願いしたいこと ・昔行っていた地域運動会をまたやりたい ・活動の拠点づくり(公的なもの) ・秋田と安並で健康福祉委員会の交流をする ・情報を密にしてほしい ・市道の草刈りをしてもらいたい





# 具同地域

開催日時: 令和元年 10 月 15 日(火) 19:00~

場所:四万十市防災センター

参加者:16 名

具同(14 地区)7,264 人

高齢化率: 25.7% ※令和元年 10/1 時点

#### ●この地域のいいところ

- ・小中学生がよく挨拶できる
- ・子育て世代が多いので理解者が多い
- ·敬老会、運動会(今年で 41 回目)、防災訓 練という3大行事がある
- ・週に1回移動スーパーが来るので高齢者が 喜んでいる

#### ②地域で暮らしていく中で困っていること 不安に思っていること

- ・地域が広くて独居老人全員の把握できない
- ・転勤者が多く交流が少ない
- ・洪水による家屋の浸水被害がある
- ・地区内に集会所がない
- ・デマンドバスが思うように使用できていない
- ・地区の情報が分からない

## ❸未来のためにできること (1) 自分にできること

- ・レジ袋はなるべく使わずマイバックの使用
- ・防災士として地域を守れる人間になる
- ・高齢者への声かけお手伝い(ゴミ出し他)
- ・回覧板の手渡し
- 道であった人には挨拶をする

## (3)地域(具同)で取り組んでみたいこと

- ・子どもと高齢者のコラボ
- ・昔から続いている祭り・運動会を継続していき たい
- 人々が集まりくつろげる場所をつくる
- ・空き家の活用
- ・台風や大雨の時は前もって行動を起こす

#### (2)地区で取り組んでみたいこと

- ・みんなが参加したくなるような行事の開催
- ・地区で見守り活動
- ・黄色タオルの有効活用
- ・掲示板に情報を張り出してほしい
- 各班の体制をしつかり整える
- (4)市や関係機関にお願いしたいこと
- ・堤防の補強
- ・廃校舎の集合住宅化
- ·防災無線(IP電話)の普及
- ・ファミリーサポートセンターの充実
- ・まちバスの利用時間や降車場所の工夫





# 大川筋地域

開催日時: 令和元年 10 月 24 日(木) 19:00~

場所:四万十カヌーとキャンプの里かわらっこ

参加者:11 名

大川筋(9地区)603 人 高齢化率: 53.2%

※令和元年 10/1 時点

#### ●この地域のいいところ

- ・観光資源がある
- ・児童と学校、親とのつながりが強い
- ・四万十川に沈下橋が三つもある
- ・共通の行事(花取り踊り)が継承されている
- ・観光客がよく来て賑やか
- ・かわらっこ(人が集うところ)がある

#### ②地域で暮らしていく中で困っていること 不安に思っていること

- ・農業や観光業の担い手不足
- ・子どもたちが少なくなって、今までの行事(虫 供養祭等)がなくなるかもしれない
- ・災害(特に川、地震、がけ崩れ)が心配
- ・学校の統廃合によるコミュニティの衰退
- ・住民が高齢のため農地や山が荒れる

#### ❸未来のためにできること

#### (1) 自分にできること

- ・地域に出向き、声かけや皆と会話し関わる
- ・土地に花を増やしたい
- ・行事参加(ウルトラマラソン、ごみ拾い等)
- ・地域での産物を活かした活動を広げる
- ・地域での劇団作りやイベント

#### (2)地区で取り組んでみたいこと

- ・伝統行事の掘り起こしや磨き上げ
- ・健康福祉委員会活動の拡大(特に男性)
- ・若者に農地を作ってもらいたい
- ・小さな集落同士(行政区)の統合

#### (3)地域(大川筋)で取り組んでみたいこと

- ・集落活動センターの立ち上げ
- ・地域の人と子どもたちで休耕田を活用し作物をつくる
- ・地区の野菜等を使い住民と子供たちで食事会
- ・地域内でできるイベントを考える(運動会等)
- ・地域外との交流(学校・企業)
- ・日中高齢者が集う場所作り

#### (4)市や関係機関にお願いしたいこと

- ・地域外との交流についてのパイプ役
- ·SNSでの情報発信等
- ・住宅地の整備
- · 沈下橋での水難事故防止対策
- ・地域との連携





#### 四万十市地域福祉計画運営協議会条例

平成25年12月19日 条例第55号

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づく地域福祉計画の策定及び円滑かつ適正な 運営を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、四万十市地域福 祉計画運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事項)

- 第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。
  - (1) 地域福祉計画の策定及び変更に関すること。
  - (2) 地域福祉計画の評価に関すること。
  - (3) 地域福祉計画の施策の実施及び推進に関すること。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

- 第3条 協議会は、委員10人以内で組織する。
- 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
  - (1) 関係団体の代表者
  - (2) 関係行政機関の職員
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期等)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。
- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 市長は、特別の事情があると認めるときは、委員の任期中であっても、これを解嘱し、又は解任することができる。

(会長及び副会長)

- 第5条 協議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選任する。
- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、第3条第2項に規定する委嘱又は任命後に 最初に行われる会議については、市長が招集し、前条の会長及び副会長が互選されるまでは委員の中から互選 により仮議長を選出して議事を進行する。
- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (意見の聴取等)
- 第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉事務所において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 四万十市地域福祉計画運営協議会 委員名簿

	名前	選出区分	所属など
1	田邊 傳	第3条第2項 1号	四万十市区長会 (副会長)
2	野村 泰信 → 太宰 政博 (令和2年1月) より交代	第3条第2項 1号	西土佐地区民生委員児童委員協議会 (会長)
3	宮下 貞子	第3条第2項 1号	中村地区民生委員児童委員協議会 (会長)
4	池本 稔	第3条第2項 3号	健康福祉委員会
5	今城 久枝	第3条第2項 1号	四万十市老人クラブ連合会 (副会長)
6	竹葉 傳	第3条第2項 1号	大宮地域振興協議会(集落活動センター) (会長)
7	久保 美保	第3条第2項 1号	NPO法人 スマイルはたっこ
8	小笠原 悠	第3条第2項 1号	NPO法人若者就労支援センター つながるねっと(代表理事)
9	岡﨑 裕	第3条第2項 1号	四万十市身体障害者連盟
10	福地 栄信	第3条第2項 1号	高知県介護支援専門員連絡協議会 幡多ブロック会長

アドバイザー	田中 きよむ	高知県立大学社会福祉学部
オブザーバー	岡田 富美	高知県幡多福祉保健所 地域支援室長
オブザーバー	間章	高知県社会福祉協議会 地域·生活支援課
オブザーバー	鈴木 香	高知県社会福祉協議会 地域·生活支援課

事務局	四万十市福祉事務所
事務局	四万十市社会福祉協議会



お問い合わせ



## 四万十市福祉事務所

四万十市中村大橋通4丁目10番地

TEL: 0880-34-1120 FAX: 0880-34-1880

MAIL: fukusi@city. shimanto. lg. jp



## 四万十市社会福祉協議会

四万十市右山五月町8番3号

TEL: 0880-35-3011 FAX: 0880-35-5241

MAIL:ssk@shimanto-s.or.jp